

みえ家庭教育応援方針

令和6(2024)年7月

三重県

目次

第1章 基本的事項	1
1 方針の性格	1
2 家庭教育のとらえ方	1
3 用語の定義	1
4 方針の取組主体	2
5 方針の見直し	2
第2章 現状と課題	3
1 家庭を取り巻く社会情勢の変化	3
2 家庭の状況	7
3 子どもの状況	12
第3章 めざすべき姿と基本理念	18
1 めざすべき姿	18
2 基本理念	19
第4章 家庭教育応援の取組	21
1 取組の視点	21
（1）切れ目のない応援	21
（2）地域の特徴や家庭の実情に応じた応援	21
（3）ICTの活用	21
2 取組項目	22
（1）保護者と子どもの学びの応援	23
取組① 幅広い学習機会や情報の提供	23
取組② 学習コンテンツの充実と学びの推進	26
取組③ 子どもの習慣づくり	29
（2）多様な主体で家庭を支える取組の充実	33
取組④ 多様な主体の連携による学習や体験活動等の促進	33
取組⑤ 社会全体で家庭を支える気運の醸成	37
取組⑥ 困難を抱える家庭への応援	39

(3) 家庭教育を応援する体制づくり	42
取組⑦ 県、市町、学校等の連携強化	42
取組⑧ 人材の養成	45
取組⑨ 相談体制の充実	47
第5章 方針に基づく取組の推進にあたって	49
1 多様な主体への期待	49
(1) 家庭への期待	49
(2) 地域への期待	49
(3) 学校等への期待	49
(4) 企業への期待	49
(5) 行政の役割	49
2 県と市町の役割分担	49
(1) 県の役割	49
(2) 市町の役割	50
3 方針に基づく取組の進行管理	50

第1章 基本的事項

1 方針の性格

本方針は、家庭や子どもの育ちをめぐる現状と課題を分析した上で、それらに対処するための家庭教育応援のあり方について、基本的な取組の方向性を示すものです。

2 家庭教育のとらえ方

本方針においては、家庭教育を「子どもが自らの力を発揮して育つことができるよう、保護者が子どもに対して行う教育」ととらえます。

家庭教育は、子どもたちが、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につけるとともに、自己肯定感を高める上で重要なものです。

また、子どもたちに安心感を与え、就学後は、学習習慣、運動習慣、読書習慣の定着を図ることにつながるものです。

3 用語の定義

本方針においては、次のとおり用語を定義します。

用語	定義
「子ども」	心身の発達の過程にある者（おおむね18歳未満の者）とします。
「保護者」	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者としてします。
「学校等」	学校に、認定こども園、保育所等を加えたものとしてします。

4 方針の取組主体

本方針において、県は、家庭および家庭を取り巻く地域、学校等、企業、市町等のさまざまな主体と連携・協力して取り組んでいくものとします。

5 方針の見直し

本方針については、社会情勢の変化等をふまえた上で、必要に応じてその都度見直しを行うこととします。

第2章 現状と課題

1 家庭を取り巻く社会情勢の変化

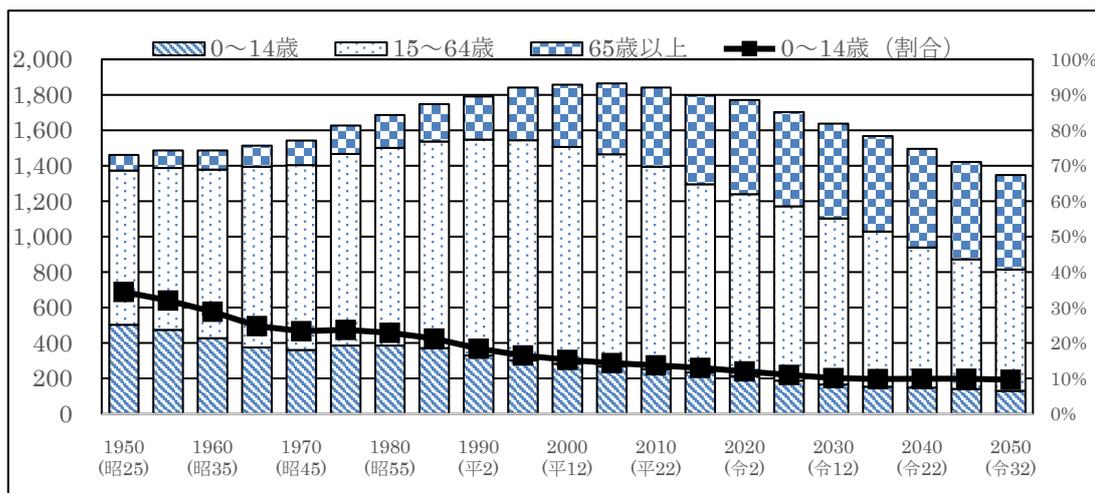
(子どもの数の減少傾向)

- 三重県の人口は平成 19 (2007) 年の約 187 万をピークに減少に転じており、令和 32 (2050) 年には約 134 万 7 千人と、1950 年代以下の人口になるものと推計されています。

また、年齢別人口で見た場合の年少人口 (0~14 歳) も、昭和 46 (1971) 年から昭和 49 (1974) 年の第 2 次ベビーブーム時には増加したものの、その時期以外は減少傾向が続いています。

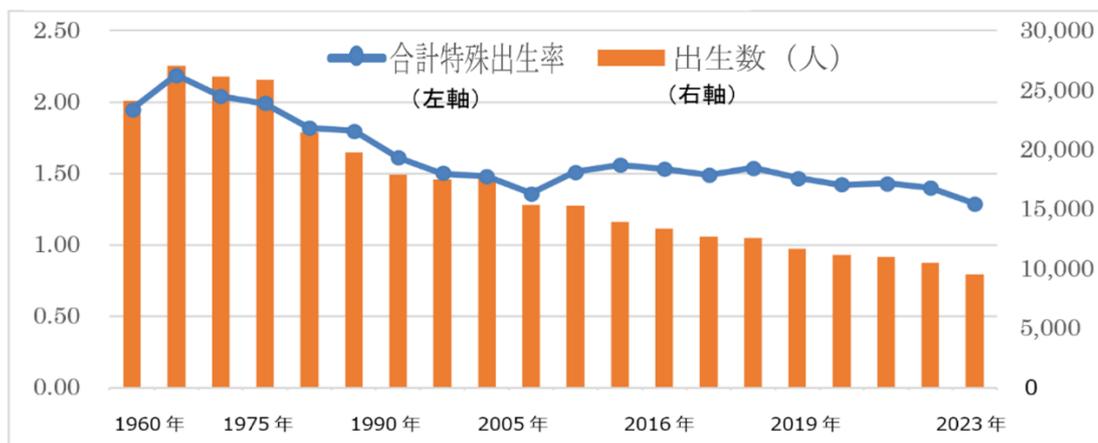
1 人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する「合計特殊出生率」は近年 1.4~1.5 台で推移していましたが、令和 5 (2023) 年には 1.29 となり、出生数は減少傾向が続いています。

図表 1-1 : 年齢階層別人口の推移 (三重県)



資料: 2020 年までは総務省「国勢調査」、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値より作成

図表 1-2 : 合計特殊出生率・出生数の推移 (三重県)



資料: 厚生労働省「人口動態統計」

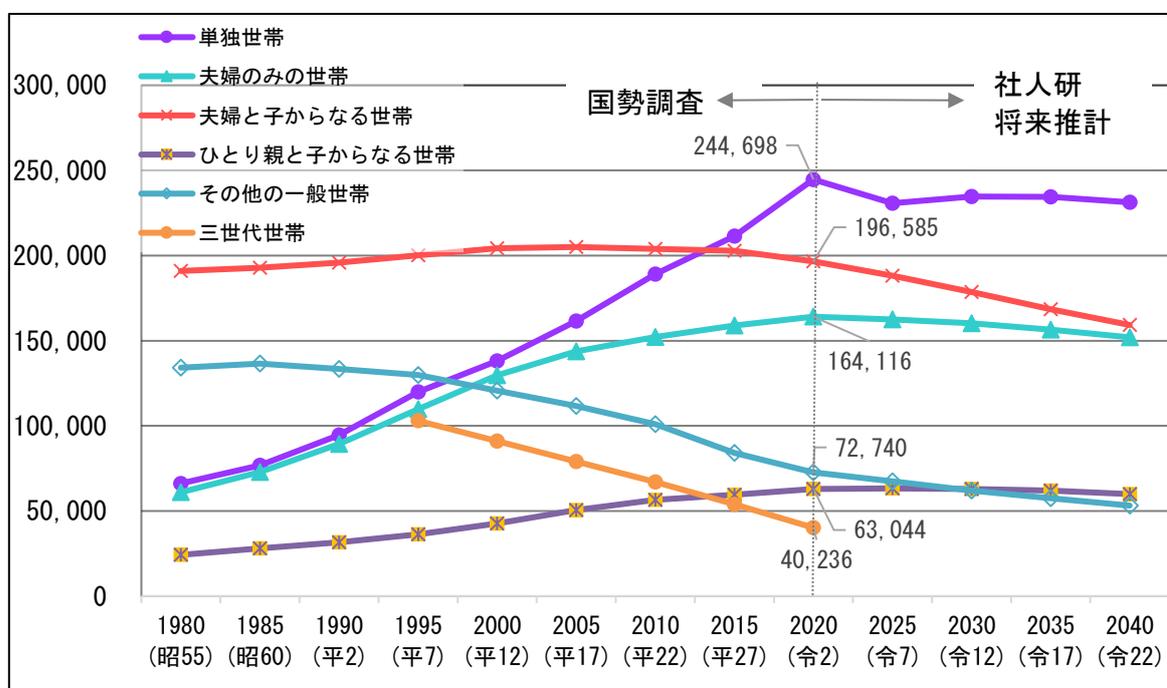
(家庭の小規模化と多様化)

- 三重県における昭和 55 (1980) 年からの家族類型別の世帯数の推移を見ると、「夫婦と子からなる世帯」は横ばいで推移している一方で、「三世代世帯」は減少傾向に、「ひとり親と子からなる世帯」は増加傾向にあります。

このことは、子どもがいる家庭一世帯あたりの世帯人員が減少していることを示しており、いわば「家庭の小規模化」が進んでいる状態と言えます。

また、家族類型の現状からは、同時に、家庭・家族のあり方が多様化していることもうかがえます。ひとり親家庭が増加していることはその一例ですが、その他にも里親家庭や養子縁組家庭、ステップファミリー¹などさまざまな家庭の中で子どもが育まれているという現状にあります。

図表 1-3：家族類型別一般世帯数の推移（三重県）



資料：2020 年までは総務省「国勢調査」、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値より作成

※三世代世帯数は平成 7 年調査から集計されている。また、将来推計はなされていない。

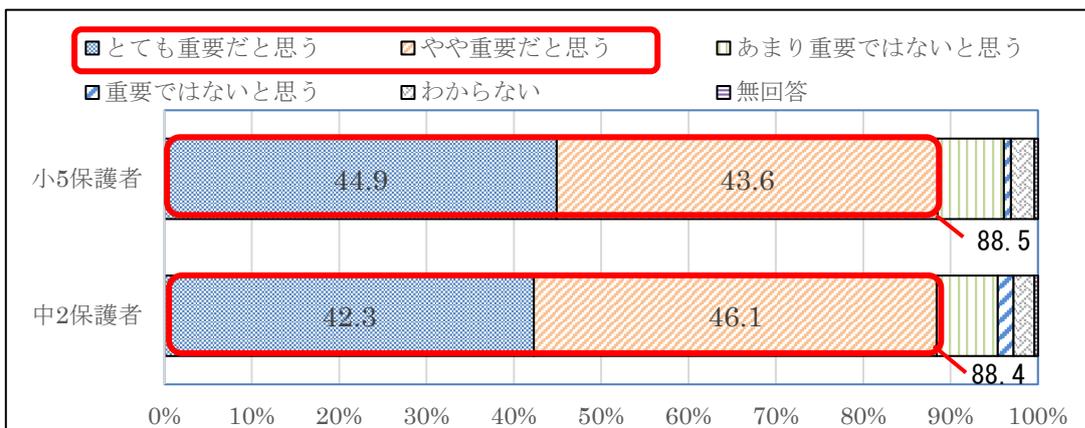
¹ ステップファミリー：子どもを持つ男女の再婚などによる、血縁のない親子関係や兄弟姉妹関係を含んだ家族形態のこと。

(地域とのつながり)

- 住んでいる地域への親近感の希薄化、親交を深める機会の不足、他人の関与を歓迎しない人の増加等の理由から、以前に比べて地域のがながりが弱くなったと言われてています。

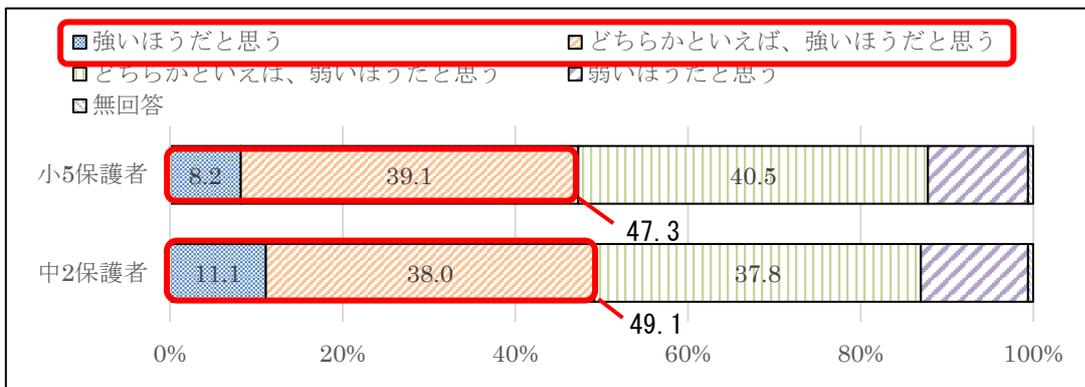
「三重県子ども条例に基づく調査」では、小学校・中学校の保護者において、子育てをするうえで近所・地域の支えは重要との認識は約 9 割と高いものの、自身と地域の人たちとのつながりが強いと考える方は約 5 割にとどまっています。

図表 1-4 : 子育てをする上での近所・地域の支え (三重県)



資料: 三重県子ども・福祉部「三重県子ども条例に基づく調査・保護者調査」(令和5(2023)年度)

図表 1-5 : 地域の人たちとのつながりの強さ (三重県)



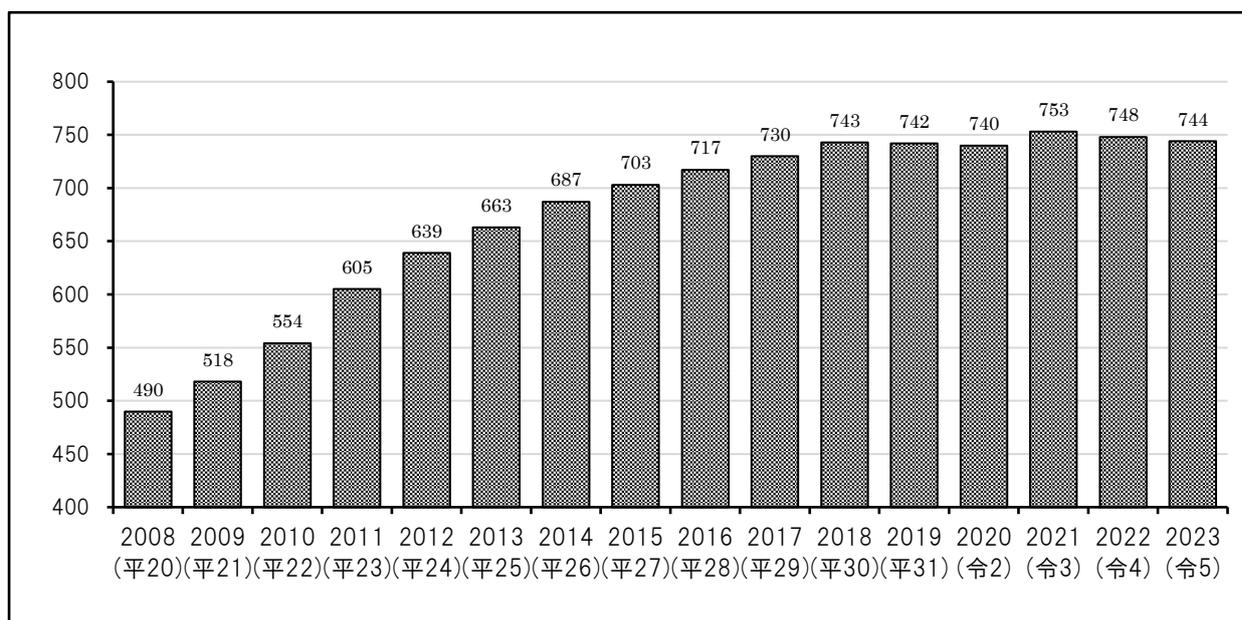
資料: 三重県子ども・福祉部「三重県子ども条例に基づく調査・保護者調査」(令和5(2023)年度)

(子育てに関するNPOの増加)

- 家庭と地域とのつながりが弱くなったとの指摘がある一方で、家庭を支えようとする流れもあります。

例えば、三重県内のNPO法人数は、年々増加をしております令和5年(2023)度末で744法人あり、そのうち半数の法人が「子どもの健全育成」を活動分野に掲げています。このように、地域において子育てを応援するグループやNPO、ボランティア団体など、志を持った人たちが多数活動しており、家庭を支える大きな力になりつつあります。

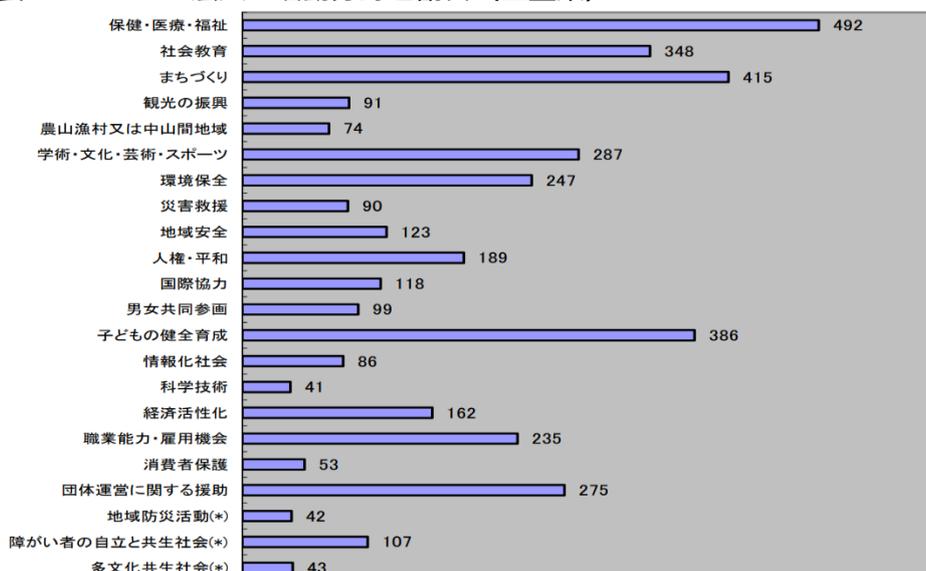
図表 1-6：NPO法人数の推移（三重県）



資料:三重県環境生活部「データでみる三重県のNPO法人」(令和6年3月31日現在)

※法人数累計は、「認証数－解散等数」の累計

図表 1-7：NPO法人の活動分野と割合（三重県）



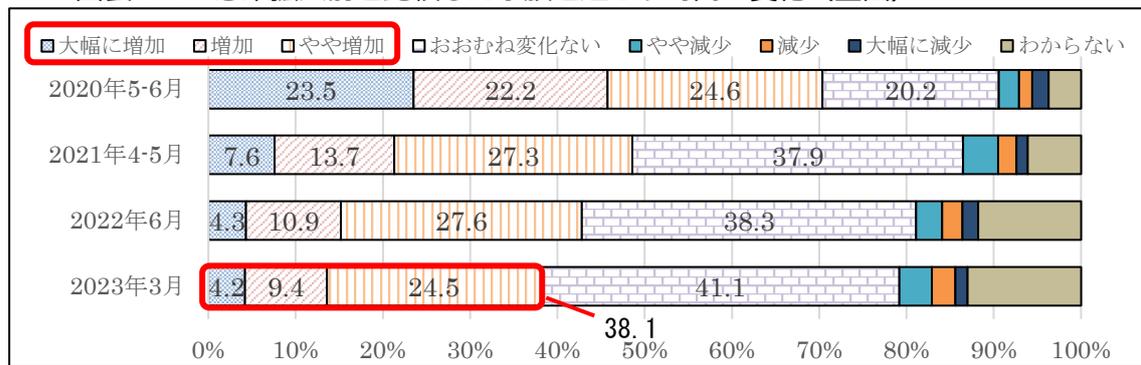
資料:三重県環境生活部「データでみる三重県のNPO法人」(令和6年3月31日現在)

2 家庭の状況

(家庭における変化)

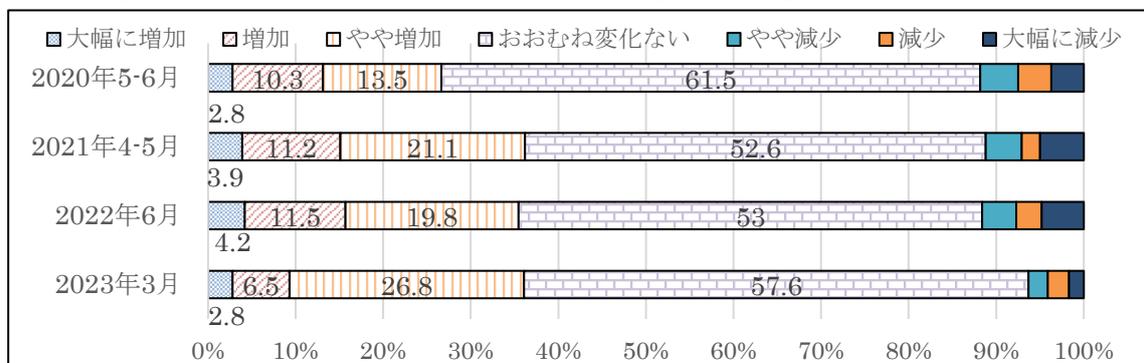
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と比べ、テレワークなどの多様な働き方が普及したことなどにより、感染拡大前と比べ、家族と過ごす時間に変化が生まれており、全国で学校が一斉休校となった頃の令和2（2020）年5月～6月に比べて減少傾向にあるものの、約4割の人が家族と過ごす時間が増えたと回答しています。そのため、子育てや家事に係る時間にも変化が生まれています。

図表 2-1：感染拡大前と比較した家族と過ごす時間の変化（全国）



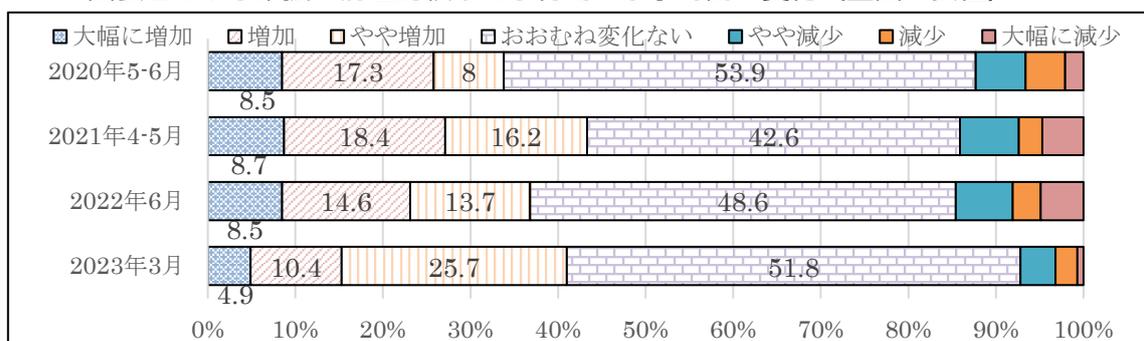
資料：内閣府「第6回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和5(2023)年度)

図表 2-2：感染拡大前と比較した子育て・家事時間の変化（全国・男性）



資料：内閣府「第6回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和5(2023)年度)

図表 2-3：感染拡大前と比較した子育て・家事時間の変化（全国・女性）



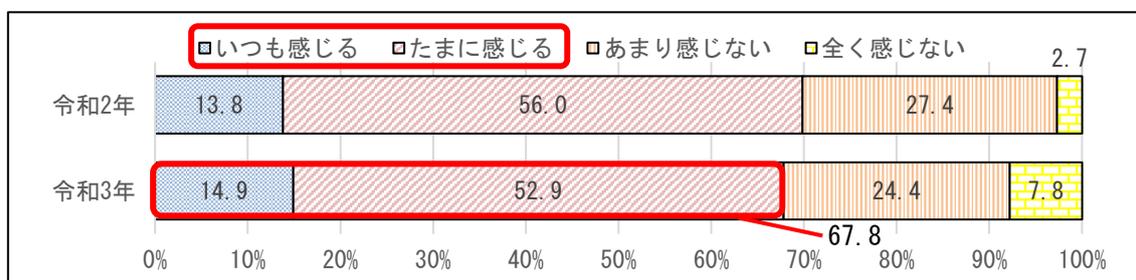
資料：内閣府「第6回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和5(2023)年度)

(子育てに関する保護者の悩み)

- 「令和3年度家庭教育の総合的推進に関する調査研究」によると、子育てについての悩みや不安があるかという問いに対し、約7割の保護者が、悩みや不安を感じていると回答しています。悩みの種類としては、「子どもの行動・気持ちが分からない」、「しつけの仕方が分からない」、「子どもの生活習慣の乱れについて」などの項目が多くなっています。

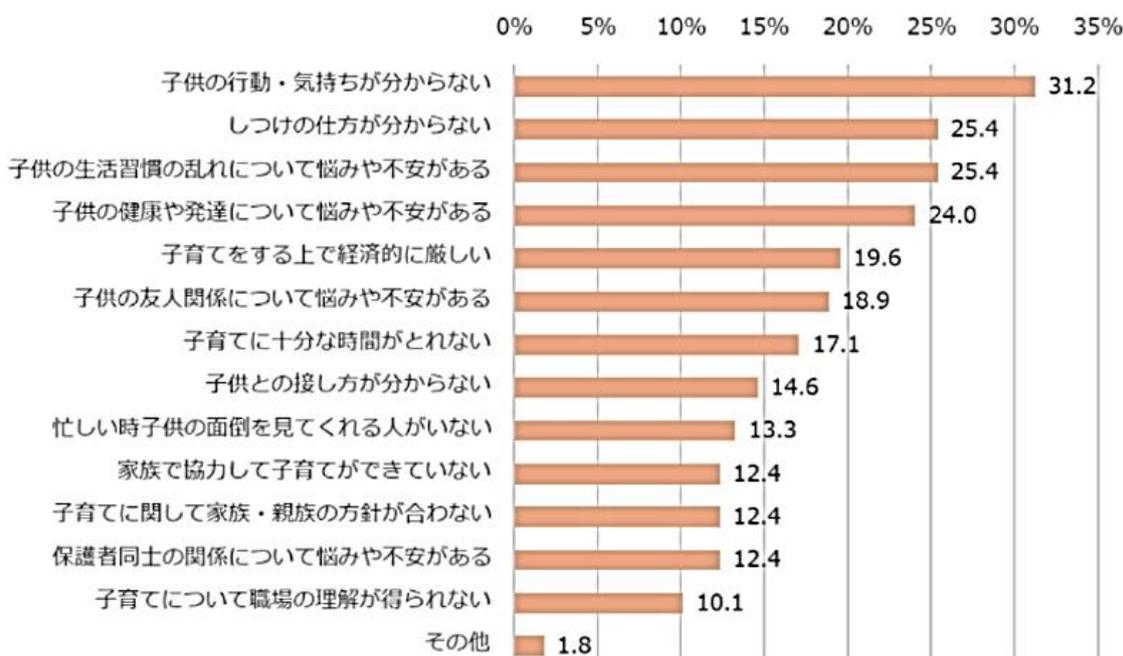
また、情報化社会の進展に伴い、教育や子育てに関する情報があふれ、インターネット等で簡単に情報が入手できる一方、教育に関心がある保護者ほど、その情報過多の中で、かえって子育てに悩み、心理的に追い込まれているという場合もあります。

図表 2-4：子育てについての保護者の悩みや不安の程度（全国）



資料：文部科学省「令和3年度家庭教育の総合的推進に関する調査研究」

図表 2-5：子育てについての保護者の悩みや不安の種類（全国）

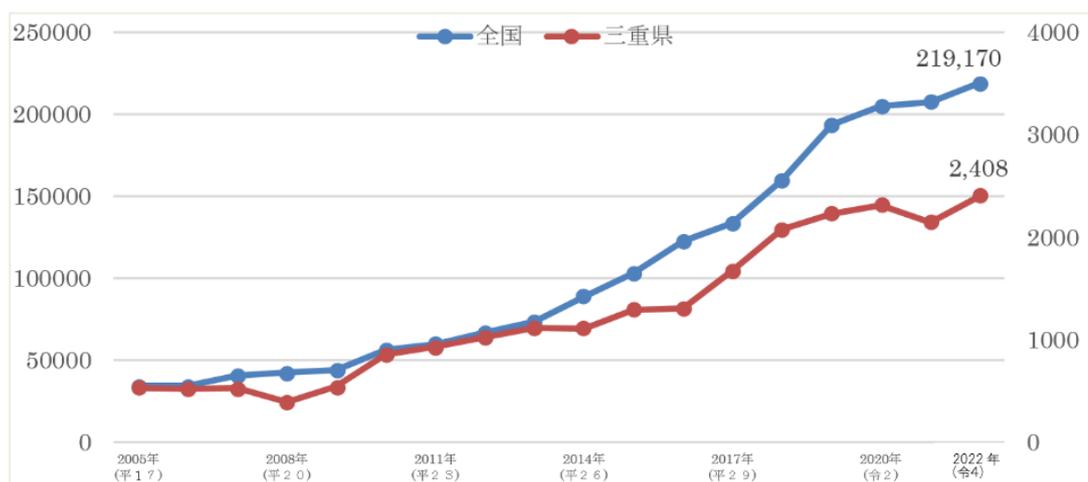


資料：文部科学省「令和3年度家庭教育の総合的推進に関する調査研究」

(児童虐待の増加)

- 三重県内の児童虐待相談対応件数は、令和3（2021）年度は減少したものの、令和4（2022）年度は2,408件と増加しています。子育てに悩む家庭が孤立した状態に置かれたまま、必要な助言や支援を得られずにいる場合があることも一因とされています。

図表 2-6：児童虐待相談対応件数の年次推移（全国・三重県）

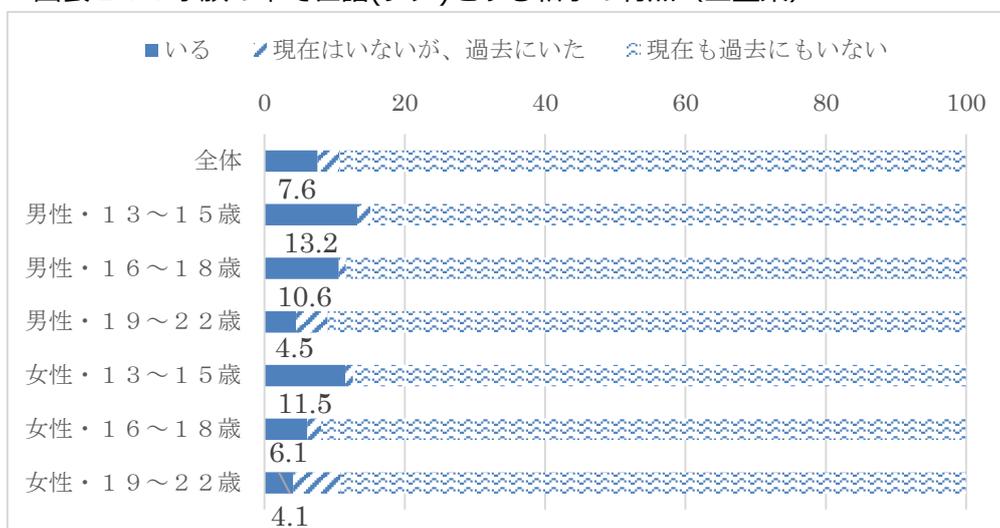


資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

(ヤングケアラーの実態)

- 令和4（2022）年度の「三重県ヤングケアラー実態調査報告書」によると、家族の中で世話（ケア）をしている家族が「いる」と回答したのは、13歳から15歳の男性で13.2%、女性で11.5%です。ヤングケアラーは、家庭内のプライベートな問題であること、さらには本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であったとしても表面化しにくい構造となっています。

図表 2-7：家族の中で世話(ケア)をする相手の有無（三重県）

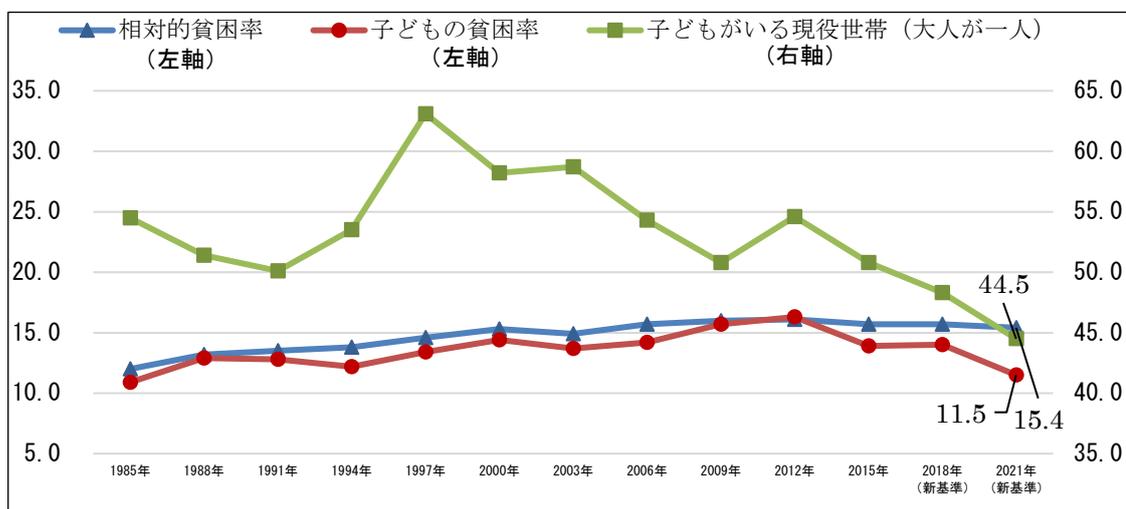


資料：三重県子ども・福祉部「三重県ヤングケアラー実態調査報告書」

(子どもの貧困)

- 我が国の子どもの貧困率は、平成 24 (2012) 年から減少傾向にあります
が、大人が一人で子どもを養育している世帯における貧困率は 44.5%と、
減少傾向にあるものの、依然として非常に高い水準となっています。

図表 2-8：貧困率の年次推移 (全国)



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

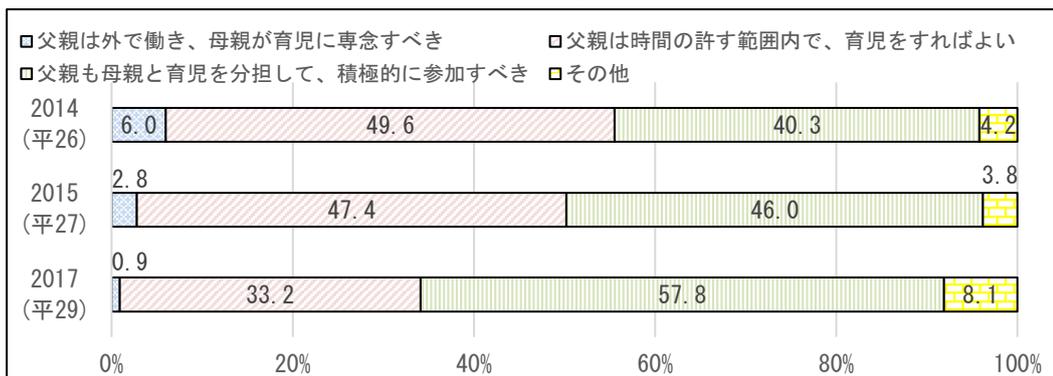
注：(1)平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。(2)平成 27 年の数値は、熊本県を除いたものである。(3)貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。(4)大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。(5)等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。(6)平成 30(2018)年の「新基準」は、2015 年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得からさらに「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛け金」および「仕送り額」を差し引いたものである。

(父親の子育てへの参画の実態)

- 平成 29 (2017) 年に実施した父親の育児参画について尋ねた県民調査において、「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と答えた県民の割合は 57.8%となっており、同一の質問をした平成 27 (2015) 年の調査結果より、11.8 ポイント増加しています。

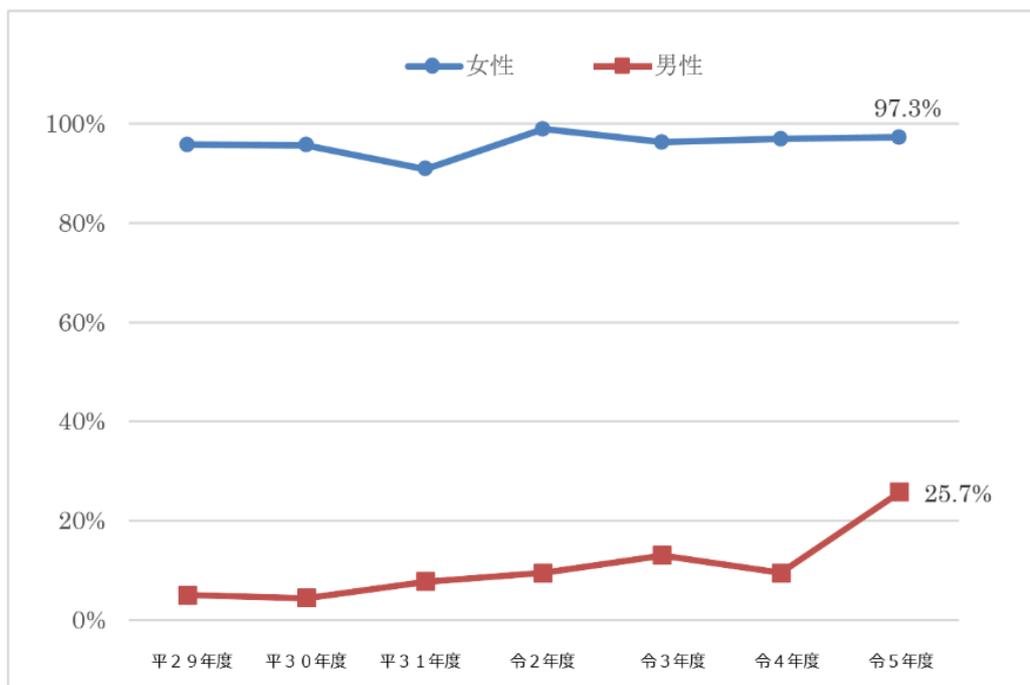
育児休業取得率の推移をみると、男性の取得率は増加傾向にあり、令和 4 (2022) 年度は 9.4%から令和 5 (2023)年度 25.7%に大きく増加しました。しかし、女性の取得率(97.3%)とは、依然として大きな差があります。

図表 2-9：父親の育児参画についての考え方（三重県）



資料：平成 26 年調査は「第3回みえ県民意識調査」、平成 27 年調査は「三重県子ども条例に基づく調査・県民調査」、平成 29 年調査は「結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査」による。

図表 2-10：育児休業取得率の推移（三重県）



資料：三重県雇用経済部「三重県内事業所労働条件等実態調査」

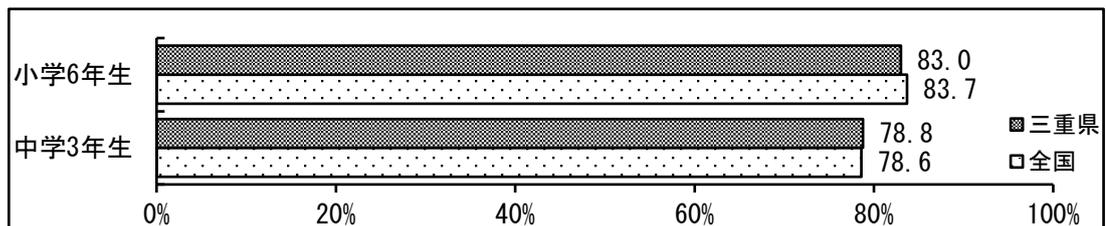
3 子どもの状況

(生活習慣の定着状況)

- 毎日の朝食の摂取や早寝早起きなどの基本的な生活習慣は、子どもたちの健やかな成長と生活リズムの定着のために重要となります。

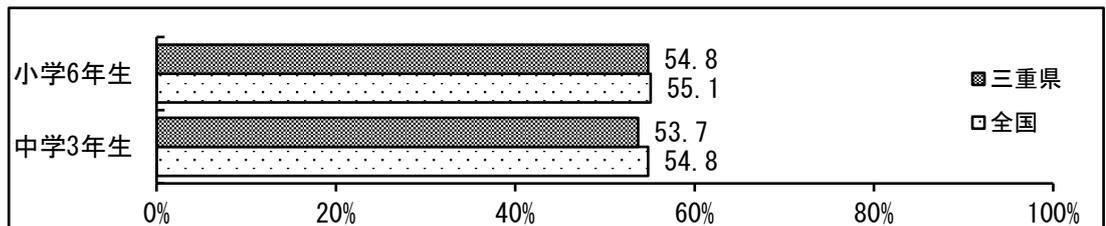
「全国学力・学習状況調査」によると、三重県において、朝食を毎日食べる子どもは8割程度、毎日同じくらいの時刻に起きる子どもは6割程度、毎日同じくらいの時刻に寝る子どもは4割程度となっており、特に、就寝時刻に課題がみられます。

図表 3-1：朝食を毎日食べている子どもたちの割合（三重県・全国）



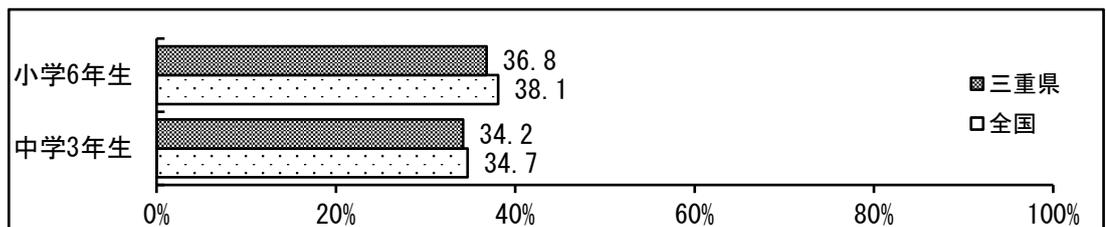
資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和5年度)

図表 3-2：毎日、同じくらいの時刻に起きている子どもたちの割合（三重県・全国）



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和5年度)

図表 3-3：毎日、同じくらいの時刻に寝ている子どもたちの割合（三重県・全国）



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和5年度)

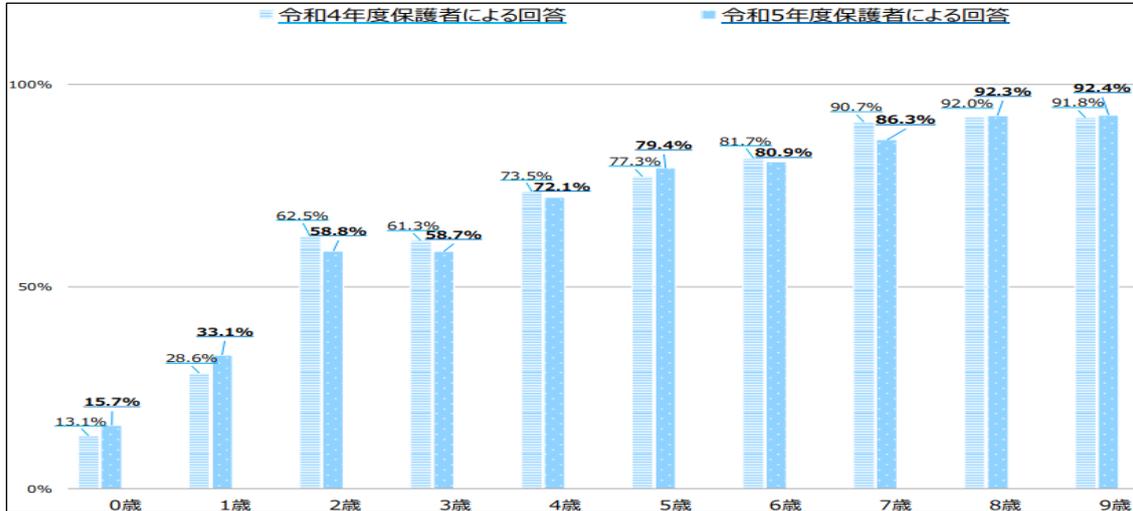
(インターネットの利用状況)

- 「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、インターネットを利用している割合については低年齢でも多くの子どもが利用しており、小学校低学年でも9割を超えています。また、インターネットを1日3時間以上利用する割合は、小学生で5割程度となっています。

スマートフォンの普及等で子どもたちが容易にインターネットに接続できるようになり、インターネットの利用を通じたトラブルに巻き込まれる危

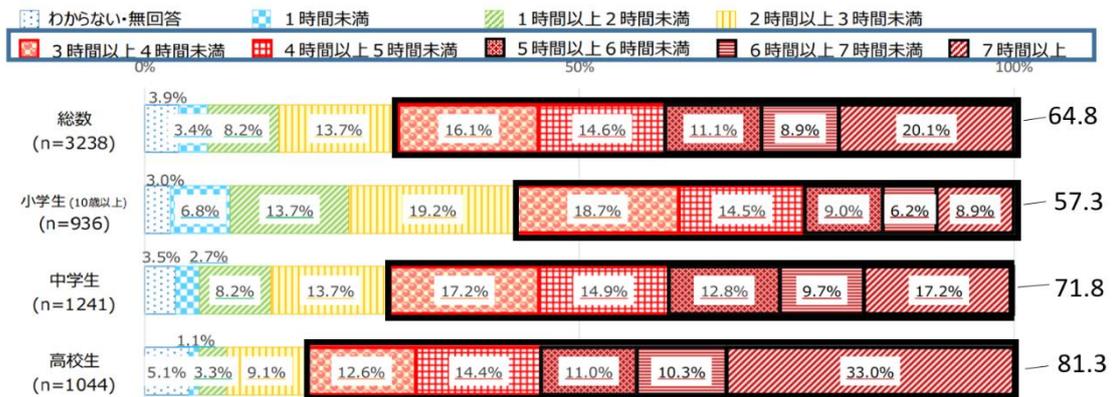
険性も増加しています。子どもたちの情報モラルの向上も含めて、インターネットの適正利用に係る啓発が必要です。

図表 3-4：年齢別のインターネット利用状況（全国）



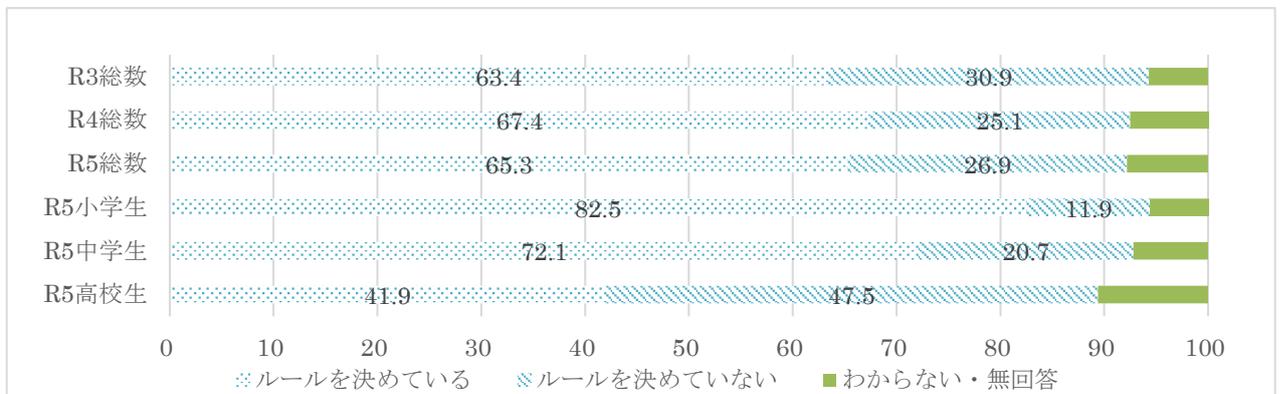
資料：子ども家庭庁「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

図表 3-5：青少年のインターネット利用時間（全国・平日 1 日あたり）



資料：子ども家庭庁「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

図表 3-6：家庭のルールの有無（全国）



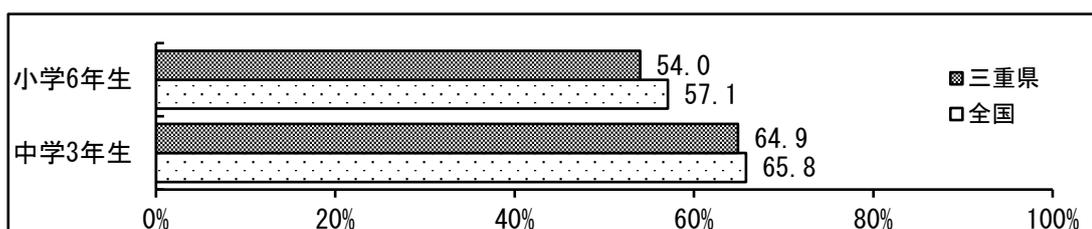
資料：子ども家庭庁「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

(家庭における学習習慣や読書習慣の定着状況)

- 「全国学力・学習状況調査」によると、学校の授業以外で1時間以上学習している三重県の子ども割合は、小学生・中学生とも全国平均よりも低くなっており、家庭における学習習慣に課題がみられます。

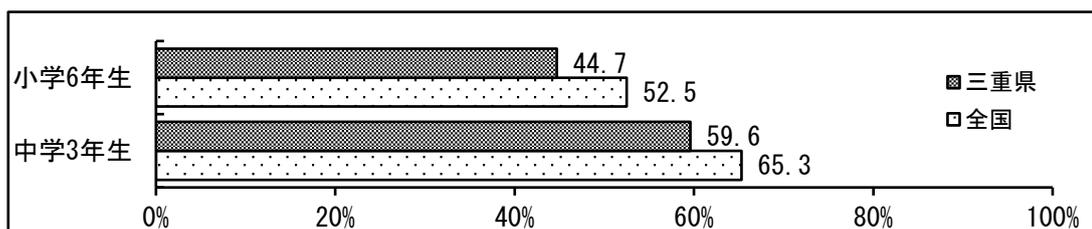
また、読書をする子どもの割合についても、小学生・中学生とも全国平均より低くなっており、読書習慣に課題がみられます。

図表 3-7：平日、学校の授業以外で1時間以上学習している子どもの割合（三重県・全国）



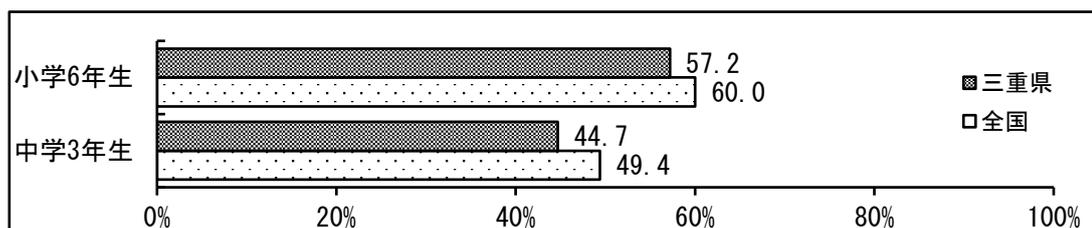
資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和5年度)

図表 3-8：休日、1時間以上学習している子どもの割合（三重県・全国）



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和5年度)

図表 3-9：平日、10分以上読書をする子どもの割合（三重県・全国）

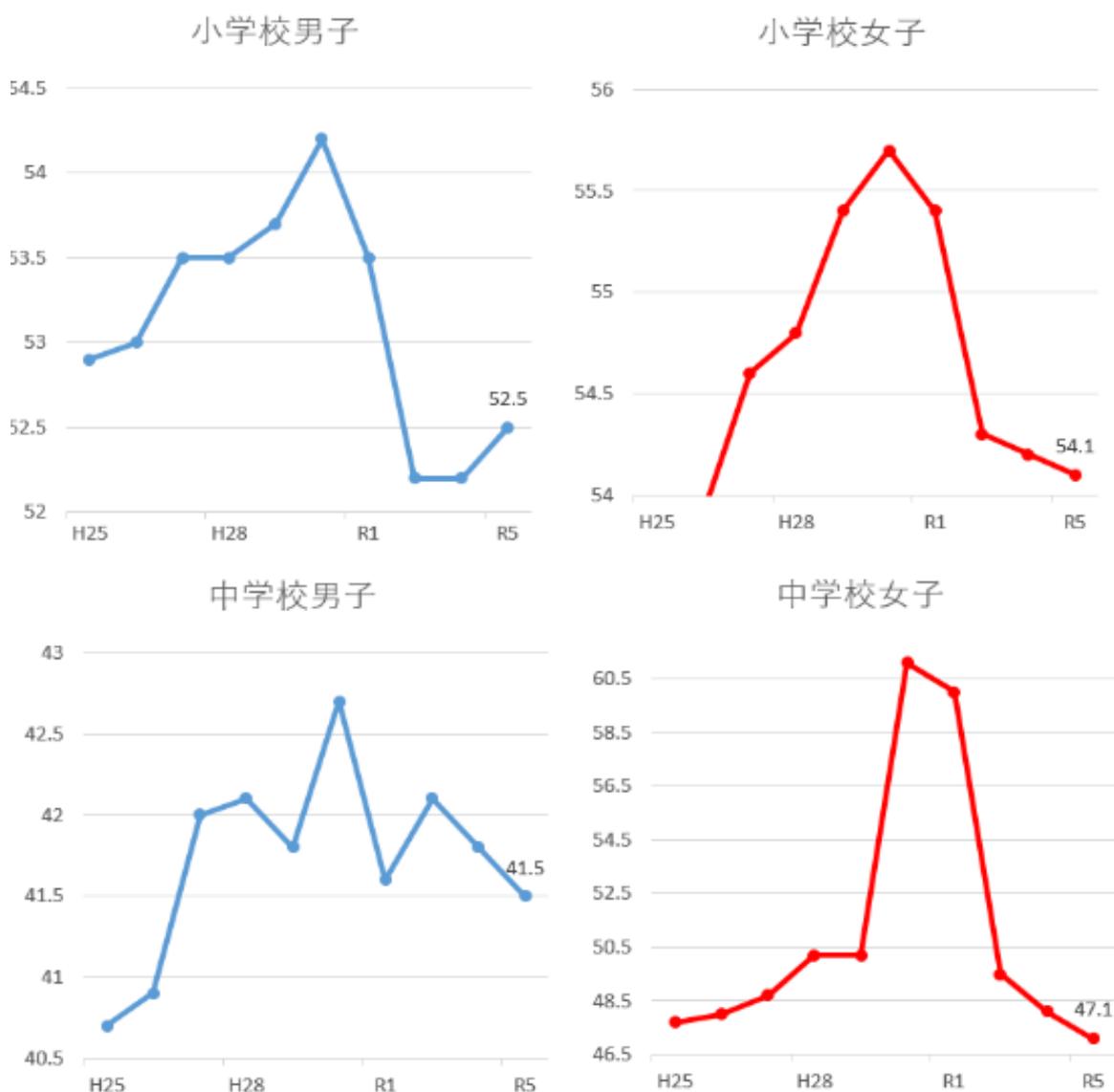


資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和5年度)

(体力の低下)

- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、平成 30 (2018) 年度までは上昇傾向にあった子どもたちの体力合計点は、男女ともに低下し、コロナ禍以前の調査の水準には至っていません。

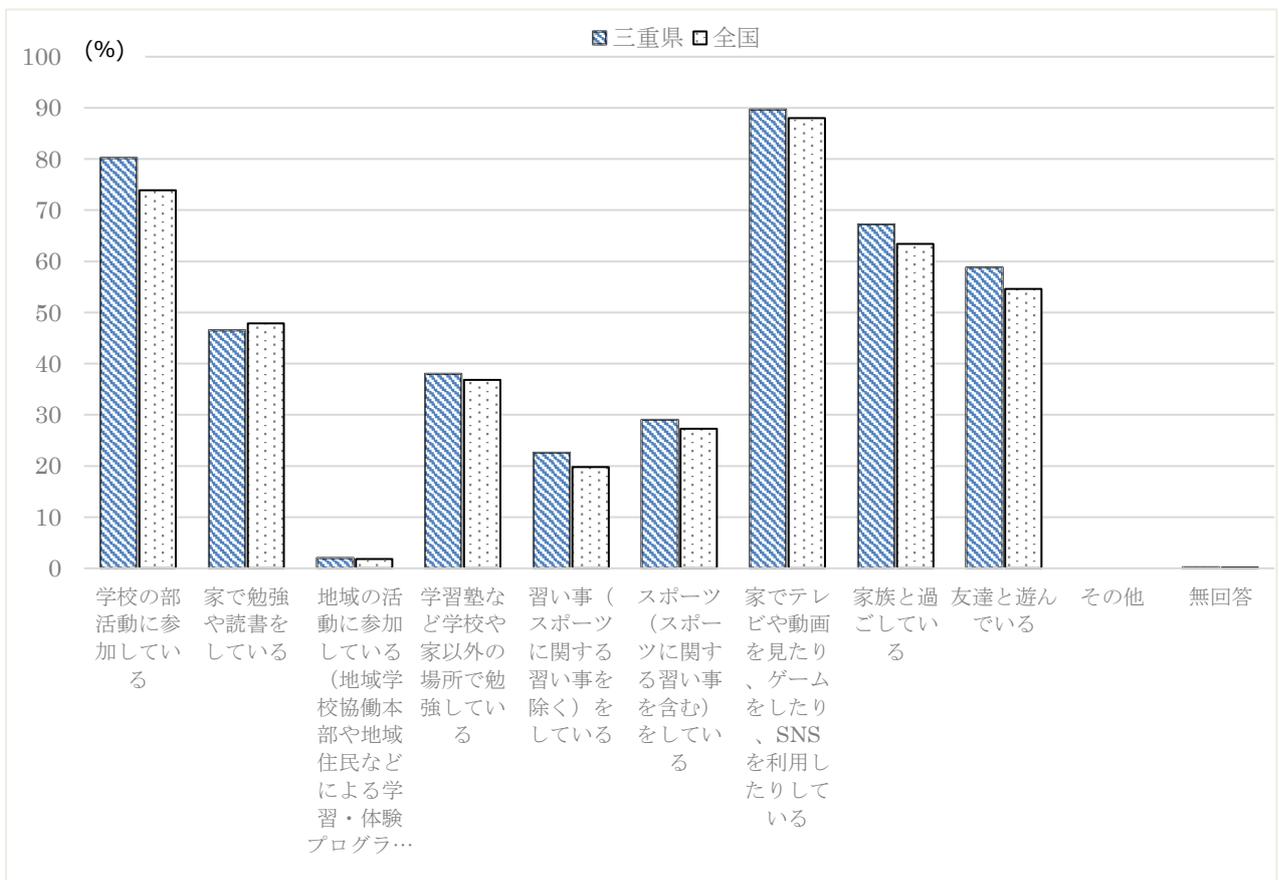
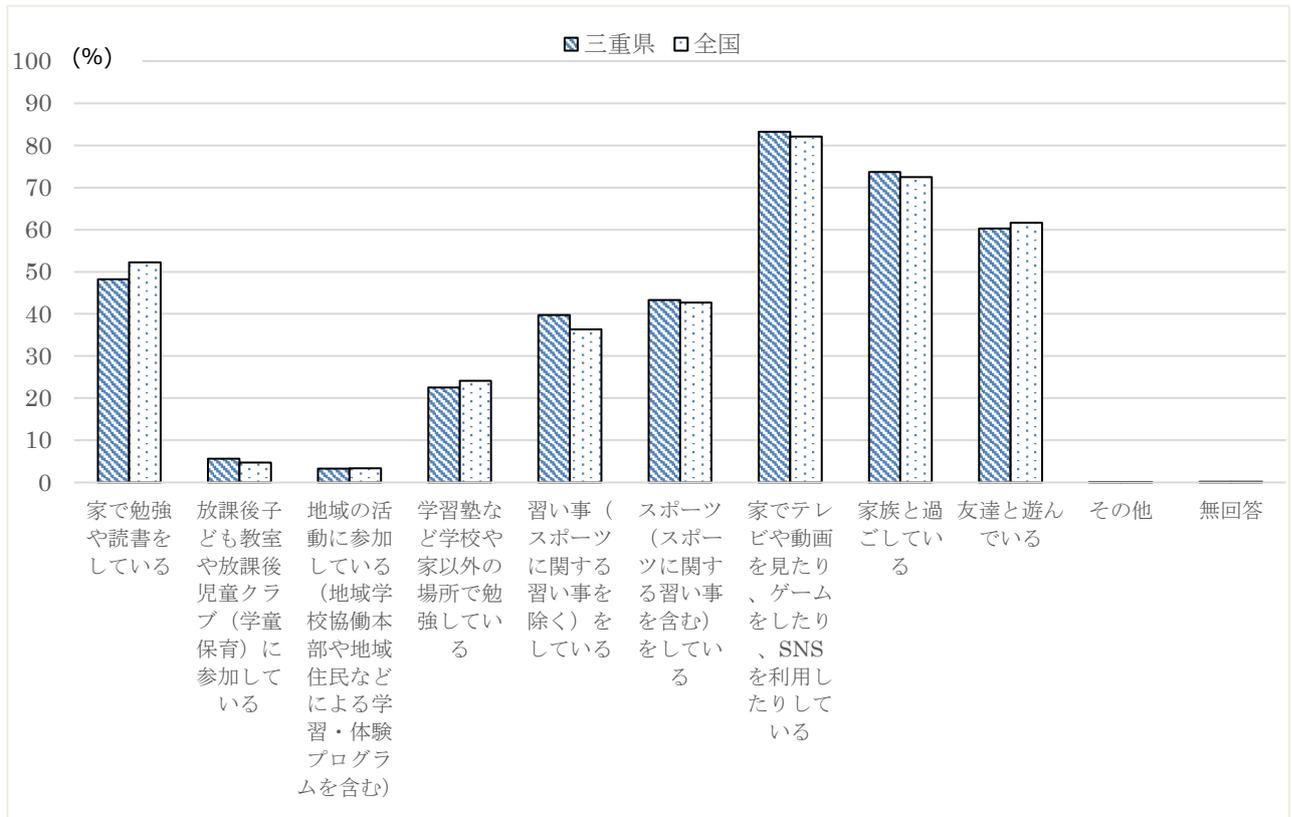
図表 3-10 : 子どもたちの体力合計点 (三重県)



資料: スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(令和5年度)

注)平成 23 年度、令和 2 年度は未実施。

図表 3-11：放課後や週末の過ごし方（上段：小学6年生 下段：中学3年生）

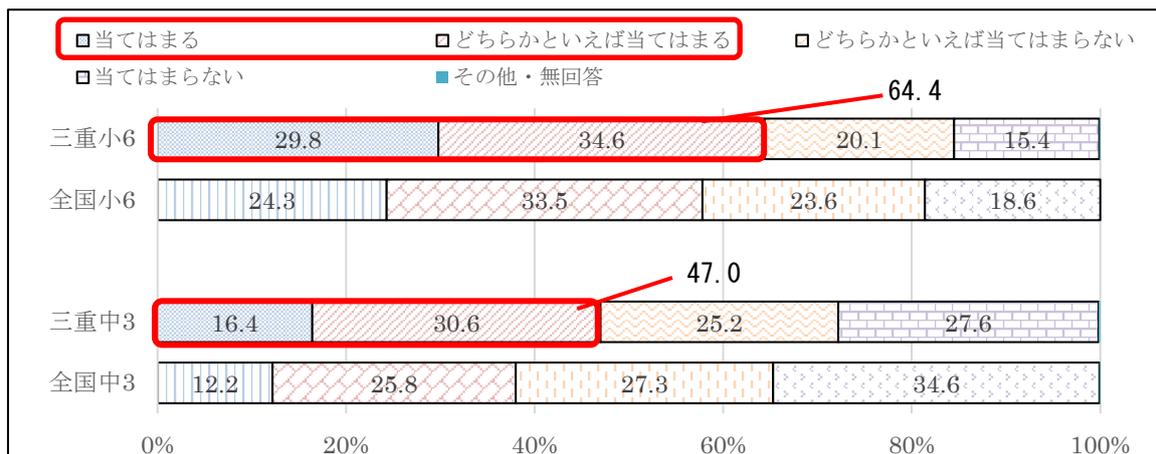


資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和4年度)

(地域との関わり)

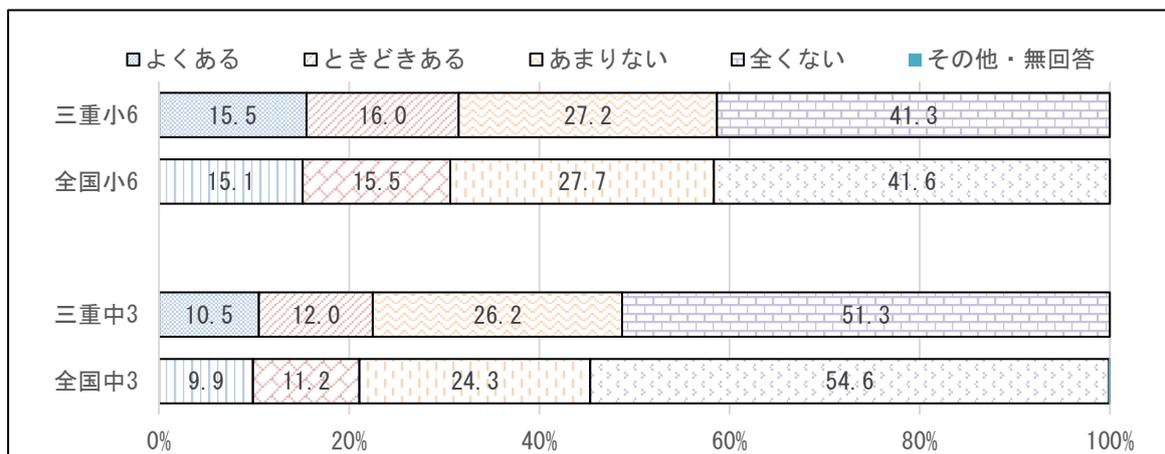
- 「全国学力・学習状況調査」によると、三重県の子どもたちが、地域の行事へ参加している割合は、小学生で6割程度、中学生で5割程度となっており、いずれも全国より高くなっています。このことなどもふまえ、子ども・家庭と地域との接点を維持しながら、子どもたちがより多く、地域に関わっていけるような取組が重要です。

図表 3-12：地域の行事に参加している子どもたちの割合（三重県・全国）



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和5年度)

図表 3-13：地域の大人と授業や放課後に関わりがある子どもたちの割合（三重県・全国）



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和4年度)

第3章 めざすべき姿と基本理念

1 めざすべき姿

- 子どもたち一人ひとりが、ありのままの自分を受け容れられているという実感を持ちながら、自己肯定感を高めるとともに、生まれ育った環境に関わらず、その可能性を最大限に発揮し、豊かに育っている
- 保護者が、子育てに喜びや希望を感じ、自分自身の人生を豊かなものに行っている
- 社会全体で家庭を支える気運が醸成され、家庭教育の応援に向けた多様な取組が積極的に進められている

子育ては、世代を越えて命を守り伝え、未来を創造する大切な営みです。そして、家庭はその根幹であり、子どもにとっての健やかな育ちの場、「心の拠り所」であることが期待されています。

また、家庭は、子どもが初めて出会う社会であり、人間が生きていく上での基本的な単位でもあります。子どもの自立を促し、人格の形成を担う家庭教育は、まさに「教育の原点²」であり、保護者は、子どもの心身の調和のとれた発達を図る重要な役割を担うなど、その第一義的な責任を有しています。

しかし、少子化の進行や共働き家庭の増加、ICTの一層の普及や新型コロナウイルス感染症の発生など、近年の大きな環境変化の中で、家庭・家族のありようは多様化し、家庭での教育に不安を感じる保護者、虐待や貧困、ヤングケアラーといった困難な課題を抱える家庭が増加しています。

このことをふまえ、本方針では上記の3点をめざすべき姿として設定します。

「子どもたち一人ひとりが、ありのままの自分を受け容れられているという実感を持ちながら、自己肯定感を高めるとともに、生まれ育った環境に関わらず、その可能性を最大限に発揮し、豊かに育っている」とは、一人ひとりかけがえない存在である子どもたちが、ありのままの自分を受け容れられるとともに、生まれ育った環境に関わらず、さまざまな経験や体験をすることで、多くの人や社会とつながり、関わり合う中で、成長していくことができる状態を表しています。

「保護者が、子育てに喜びや希望を感じ、自分自身の人生を豊かなものに行っている」とは、保護者が子育てをする中で、子どもの成長とともに、地域や社会で多くの人とつながり、関わり合う中で、保護者自身も成長し、自己肯定感を高め、より充実した人生を楽しんでいる状態を表しています。

「社会全体で家庭を支える気運が醸成され、家庭教育の応援に向けた多様な取組が積極的に進められている」とは、全ての家庭が、孤立することなく、子ども

² ここでは、「原点」という言葉の捉え方を「出発点」という前向きな意味で使っています。(49頁も同様)

の健やかな育ちにつながる家庭教育を実施できるよう、地域、学校等、企業、NPO、市町などの多様な主体が連携して、各家庭に応じた適切な支援が行われている状態を表しています。

2 基本理念

めざすべき姿に向け、家庭教育応援の取組を進めるにあたり、次の通り「基本理念」を掲げます。

子どもにとって最もよいことを第一に考える

家庭教育は、来るべき時代を生きていく子どもたちの豊かな未来を願って行われる営みです。生まれながらにしてかけがえのない存在である子どもたちは、乳幼児からの家族とのふれあいや共同体験など愛情に支えられた日々の営みの中で、一人ひとりが可能性を開花させ、人生を豊かに輝かせていきます。

本方針においては、家庭教育の応援に携わるあらゆる立場の者が、「全ては子どもたちの未来のために」という共通の思いを持って、子どもの目線を大切にしたい取組を推進していくものとします。

「子育ての喜び」を共に育む家庭教育応援の取組を推進する

家庭教育応援の取組は、家庭教育を担う保護者を応援するものでもあり、「保護者が子育てを通じて自らの人生を豊かにしていく」という視点を持つことが大切です。そのためには、知識やスキルを伝えることに重きを置くのではなく、保護者の元気や子育てに対する意欲が引き出されるよう取り組むことが極めて重要と考えられます。

本方針においては、保護者同士の学び合いや親子での体験活動などを通じ、保護者と共に社会全体で「子育ての喜び」を育んでいくことができるよう留意しながら、取組を推進していくものとします。

家庭の自主性を尊重する

家庭・家族のあり方が多様化している昨今、社会の中で一つひとつの家庭・家族の形が寛容に受け入れられ、全ての人立場、境遇の違いを越えて豊かな人間関係を築いていくことが、極めて重要な視点となっています。それは家庭教育の多様性に関しても同様であり、それぞれの家庭が選択した考え方や営みは最大限尊重されなくてはなりません。

本方針においては、家庭の自主性を尊重するという基本理念のもと、「家

庭に委ねるべきこと」と「社会が応援すべきこと」とをふまえ、それぞれの家庭が置かれている実情に応じて、取組が家庭の過度な負担とならないように留意しながら取組を推進していくものとします。

家庭における教育力の格差を解消する

無限の可能性を持って生まれた子どもたちが、その能力を発揮し、豊かに育つためには、基本的な生活習慣や人に対する信頼感などを培う家庭教育が、生活や人格の基礎を形成することにおいて重要と考えられます。

しかし、経済面、生活面などさまざまな困難を抱える家庭においては、保護者が積極的に家庭教育に取り組むことが難しく、家庭の状況により、子どもが受ける家庭教育には格差が生じています。

本方針においては、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持ち、さまざまなことに挑戦して、未来の社会を担う人材に育つため、誰一人取り残すことのないよう家庭教育応援の取組を推進していくものとします。

社会全体の「つながり」の中で進める

家庭が小規模化するとともに、親戚や地域との人間関係が希薄化する中、子育てを担う保護者の孤立感や不安感、負担感が増大する傾向にあります。

本方針においては、家庭が孤立することなく、外部との関わりを持ち、必要なときに多様なサポートの活用ができるよう、地域、学校等、企業、NPO、市町など社会全体の「つながり」の中で、家庭教育を応援する取組を推進していくものとします。

第4章 家庭教育応援の取組

1 取組の視点

家庭教育の応援を具体的に展開するため、次の3つの視点に基づき、9の「取組」を進めていきます。

(1) 切れ目のない応援

地域や学校等、企業などの「横の連携」、幼稚園・認定こども園・保育所から小学校、中学校、高等学校等に至るまでの「縦の接続」を意識しながら相乗効果が生まれるよう、発達段階に応じた、かつ途切れることのない連続した取組を充実させていきます。

(2) 地域の特徴や家庭の実情に応じた応援

画一的ではなく、地域の特徴や個々の家庭の実情に応じた取組となるよう、留意しながら進めていきます。

(3) ICTの活用

ICTの活用により、効果的、効率的に取組を行うとともに、子どもへの影響に留意しながら進めていきます。

2 取組項目

(1) 保護者と子どもの学びの応援

家庭教育に必要な経験・情報が不足しがちとなっている現状をふまえ、保護者に対する学習機会の提供など、家庭教育応援の取組を進めます。

- 取組① 幅広い学習機会や情報の提供
- 取組② 学習コンテンツの充実と学びの推進
- 取組③ 子どもの習慣づくり

(2) 多様な主体で家庭を支える取組の充実

家庭が孤立することなく、地域や社会全体で他者とのつながりや関わり合いを持つことができるよう、地域、学校等、企業、行政、NPOなど多様な主体で家庭を支え、家庭教育応援の取組を進めます。

- 取組④ 多様な主体の連携による学習や体験活動等の促進
- 取組⑤ 社会全体で家庭を支える気運の醸成
- 取組⑥ 困難を抱える家庭への応援

(3) 家庭教育を応援する体制づくり

家庭教育の応援に関する施策の総合的な策定と実施を担う「県」と、地域の実情に応じた施策展開を行う「市町」の役割をふまえ、家庭に必要な応援が届くよう、また多様な主体それぞれの取組の相乗効果が図られるよう、家庭教育を応援する体制づくりを進めます。

- 取組⑦ 県、市町、学校等の連携強化
- 取組⑧ 人材の養成
- 取組⑨ 相談体制の充実

(1) 保護者と子どもの学びの応援 取組① 幅広い学習機会や情報の提供

めざす姿

地域における多様な主体と連携し、保護者に対して、家庭教育に関する学習機会や必要な情報を、ICTも活用しながら幅広く提供することで、保護者が家庭教育についての不安や悩みを解消し、子育てに意欲と自信を持つことができます。

現状と課題

(参加体験型の学習機会の提供と充実)

- 県が主催して行ってきた参加型ワークショップ「みえの親スマイルワーク」については、県全体の広がりには課題がありました。県全体に取組が普及するよう、より保護者に身近な市町の子育て支援センターなどで、すぐにワークを行うことができるよう市町等の職員を対象とした研修会を開催していく必要があります。

(男性の学習機会の提供)

- 育児・介護休業法（令和3年改正）により、出生時育児休業（産後パパ育休）や育児休業の分割取得などが制度化され、男性が育児に関わる機会が増えていくことが見込まれます。
一方で、父親が育児について学ぶ機会は少なく、育児休業を取得しても積極的に育児を行わない「とるだけ育休」などが課題となっています。

(豊かな心の育成につながる情報の提供)

- 子どもたちの価値観や道徳性は、社会の中で、さまざまな体験や人とのふれあいなどを通じて育まれていくものであり、道徳の意義について学校・家庭・地域が共通理解を深め、連携して取り組む必要があります。

(食育に関する情報や学習機会の提供)

- 子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、健全で規則正しい食生活を実現できるよう、子育て世代の保護者や学校関係者などへ食事の大切さや食育の必要性などを啓発してきましたが、ライフスタイルや食生活の多様化が進み、子どもの朝ごはんの欠食や孤食（一人で食べる）、個食（家族それぞれが違う食事をとる）、食の生産現場と食卓の乖離などの課題が生じており、家庭における食育の取組の推進が必要です。

(学校等での保護者が集まる機会を活用した学習機会や情報の提供)

- 学校・家庭・地域が一体となった子どもたちの学習習慣等の確立に向け、講演会の開催やチラシの配布、ポスターや動画等により、それぞれの役割に応じた取組について広く県民に啓発してきました。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校の際には、在宅で学習を行っている子どもたちを支援するため、WEBページの学習プリントの提供や、ポータルサイトの開設を行いました。

(学校等から保護者への連絡機会を活用した情報の提供)

- 子どもたちの学習習慣等の確立に向けた家庭での取組につながるよう、全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の結果等から、子どもたちの学習習慣・読書習慣等の状況を「みえの学力向上県民運動」のホームページで周知してきました。児童生徒の1人1台端末も活用しながら、学習習慣等の状況を児童生徒が振り返り、改善につなげる取組を進める必要があります。

(健診の場などを活用した学習機会や情報の提供)

- 学校・家庭・地域が一体となった子どもたちの学習習慣等の確立に向け、家庭学習の習慣化を啓発する動画を「みえの学力向上県民運動」のホームページに掲載するとともに、三重県PTA連合会の公式アカウントに提供しました。また、家庭学習を身につけるための家庭での取組等を記載したポスターを県内コンビニ等に配付しました。より多くの場で情報提供がなされるよう、引き続き市町と連携し、保護者に周知していく必要があります。

主な取組内容

（参加体験型の学習機会の提供と充実）

- 子育てや家庭教育に関するテーマをもとに、保護者同士が語り合い、交流する中で、自身の子育てや親としての役割について、気づき、考える参加体験型ワークショップ「みえの親スマイルワーク」の研修会を行うとともに、ワークショップが広まるよう市町に働きかけます。また、保護者のニーズや悩みや不安等の新しいデータに基づいたワークの見直しを図り、市町に情報提供を行います。【子ども・福祉部】

（男性の学習機会の提供）

- 「みえの育児男子プロジェクト³」の取組などを通じて、職場・地域で男性が子育てのヒントや子ども・家庭との関わり方に対する気づきを得られる機会の提供を進めます。【子ども・福祉部】

（豊かな心の育成につながる情報の提供）

- 家庭教育の中で、自他の命を尊重する心、他人に対する思いやり、規範意識等が子どもたちに育まれるよう、道徳の授業参観や保護者会等の機会を通じて、豊かな心の育成に係る情報の提供に努めます。【教育委員会】

（食育に関する情報や学習機会の提供）

- 家庭教育の中で、食に関する正しい知識を子どもに伝えられるよう、市町、学校等、関係団体など、さまざまな主体と連携のうえ、食育に関する情報発信や学習機会の提供に努めます。【農林水産部】

（学校等での保護者が集まる機会を活用した学習機会や情報の提供）

- 入学説明会やPTA総会等の多くの保護者が集まる機会やオンラインを活用した学習の場において、家庭教育に関する情報の提供を行います。【教育委員会】

（学校等から保護者への連絡機会を活用した情報の提供）

- 学校だよりや学年通信等を用いて、家庭教育の中で大切にしてほしいことを自校の取組と合わせて、保護者等に発信するよう、各学校に呼びかけます。【教育委員会】

（健診の場などを活用した学習機会や情報の提供）

- 就学時の健康診断の場等の多くの保護者が集まる機会やオンラインを活用し、家庭教育に関する学習の場づくり等が広がるよう、市町に働きかけます。【子ども・福祉部、教育委員会】

³ みえの育児男子プロジェクト：「子育てには男性の育児参画が大切」という考え方が職場や地域社会の中で広まるよう、家族での話し合いや理解のもと、男性が育児に積極的に参画することを応援する取組。

(1) 保護者と子どもの学びの応援 取組② 学習コンテンツの充実と学びの推進

めざす姿

家庭教育の啓発のために、県が使用したり、多様な主体が活用したりすることのできる保護者向けや子ども向けの学習コンテンツが充実し、広く知られています。

現状と課題

(家庭教育に関するコンテンツの作成)

- ホームページ「みっふる広場」において、「家庭教育応援WEB講座」として、家庭教育に関するコラムを定期的に掲載してきましたが、閲覧数を増やすために、より講座を充実させるとともに、周知・啓発を行う必要があります。

(学習習慣等の確立のための情報提供資料の作成)

- 県政だよりおよび子育て情報誌への掲載やチラシやポスターの配付、WEBページへの動画掲載などにより、子どもの学習習慣等の状況を伝えるとともに、家庭で活用できるワークシート等の情報を提供してきましたが、さらなる周知・啓発に取り組む必要があります。また、令和4年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙によると、全国と比較して平日のテレビゲームや携帯電話等の使用時間が長く、学習時間や読書時間が短い状況が続いています。そのため、小学生の早い段階から学習習慣等を確立する必要があります。

(ホームページ等での一元的なコンテンツの提供)

- ホームページ「みっふる広場」において、子育て情報として「みえ家庭教育応援リーフレット」や、「子育て家庭応援クーポン」等の情報を掲載してきましたが、講座や研修会等で活用できるようなコンテンツ数が少ないため、市町をはじめ多様な主体で使用している、家庭教育に関するコンテンツを提供する必要があります。

(家庭科教育の充実)

- 家庭生活や社会環境の変化によって、家庭や地域の教育機能の低下等が指摘される中、学校での家庭科教育では、家庭生活を大切にする心情を育むことの重要性が高まっています。家庭の役割について話し合う活動、調理実習や製作実習など、人と関わる活動の充実を図っています。

(保育体験やライフプランに係る講演会等の開催)

- 中高生が、将来家庭を築くためにリアルな体験を通じて学ぶことは重要です。コロナ禍で縮小した市町や保育所等と連携した保育体験や、ライフプランや結婚、子育て等をテーマとした講演会等の機会を充実させていく必要があります。

(プレコンセプションケア⁴に関する情報発信)

- 思春期世代を対象に、ライフプラン教育用パンフレットおよびWEBコンテンツを活用して、妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発を図ってきましたが、将来子どもを持つことを考える思春期世代に対し、これまでの取組に加え、プレコンセプションケアに関する情報発信を強化する必要があります。

主な取組内容

(家庭教育に関するコンテンツの作成)

- 出産前の家庭や子育て家庭において、家庭教育に関心を持つきっかけづくりや、子育て・家庭教育のヒント・気づきにつながるような、家庭教育への示唆に富んだコンテンツを、オンラインにて学ぶものも含めて作成します。
【子ども・福祉部】

(学習習慣等を身につけるための情報提供資料の作成)

- 基本的な学習習慣等を身につけるため、小中学生の子を持つ保護者向けの情報提供資料を配布し、子どもたちの学習習慣等の確立につなげます。【教育委員会】

(ホームページ等での一元的なコンテンツの提供)

- 県や市町をはじめ多様な主体で使用している学習コンテンツを、自ら主体的に学んだり、各種団体や組織において、講座や研修会等で活用したりできるよう、ホームページ等での一元的な情報の提供を行います。【子ども・福祉部】

(家庭科教育の充実)

- 家庭科(小学校)、技術・家庭科(中学校)の授業において、家庭生活を大切にしている心情を育み、家族や地域の一員として、生活をより良くしようとする態度の育成に向けて、人と協力したり、話し合ったりする活動の充実を図ります。
【教育委員会】

⁴ プレコンセプションケア：妊娠をする前からの健康管理のこと。

(保育体験やライフプランに係る講演会等の開催)

- 中高生が家庭を築くことや子育てに関する意義を考えることができるよう、市町や保育所等と連携した保育体験の機会を充実させるとともに、ライフプランや結婚、子育て等をテーマとした講演会等を、ICTを効果的に活用しながら実施します。【教育委員会】

(プレコンセプションケアに係る情報発信)

- 思春期世代が自分の将来や家族を築くことについて考え、プレコンセプションケアに対する理解や知識を深めることができるよう、医学的・科学的知見に基づいた情報を発信します。【子ども・福祉部】

(1) 保護者と子どもの学びの応援 取組③ 子どもの習慣づくり

めざす姿

学校等とPTAなどとの連携・協力のもと、家庭での習慣づくりを応援する取組が浸透し、子どもたちが、バランスのとれた食生活、適度な運動、十分な休養と睡眠をはじめとする基本的な生活習慣を身につけています。

現状と課題

(就学前の規則正しい生活習慣づくり)

- 規則正しい生活習慣は、子どもたちの学習意欲を高め、心身の健やかな成長を促します。幼児期から規則正しい生活習慣の定着を図ることは大変重要であるため、幼稚園等と家庭との連携を進め、家庭での生活習慣づくりを支援することが必要です。

(就学後の「生活習慣・読書習慣チェックシート」等による取組)

- 子どもたちの学習習慣等を確立するために、三重県PTA連合会と連携し、「生活習慣・読書習慣チェックシート」を活用した取組を推進してきました。児童生徒の1人1台端末も活用しながら、学習習慣等の状況を児童生徒が振り返り、改善につなげる取組を進める必要があります。

(生活習慣づくりに向けた啓発)

- 全国学力・学習状況調査において、特に、就寝時刻に課題がみられることから、基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる取組を進める必要があります。

(朝食メニューコンクールによる食習慣づくり)

- 小学5、6年生および中学生を対象に、朝食メニューを自ら考え、調理するコンクールについて、毎年参加の地域や学校がある一方、全ての地域や学校からの参加があるわけではありません。より多くの地域、学校からの参加につなげられるように今後も本コンクールを継続し、地場産物を活用した食習慣づくりの取組を一層工夫し、啓発していく必要があります。

(食育の推進)

- 小・中学生を対象とした調査によると、年齢と共に朝食の欠食率の増加がみられます。このことから、子どもの頃から「毎日朝ごはんを食べる」「1日3食きちんと食べる」という基本的な食習慣を身につけ、生涯にわたる健康的な食習慣の定着を推進する必要があります。

(歯と口腔の健康づくり)

- 12歳児でむし歯のない子どもの割合は、年々増加傾向にあるため、さらなる増加に向けて、正しい歯みがきの意識づけや食生活の改善等が行われるよう、学校等での取組を進める必要があります。

(幼児期からの運動習慣づくり)

- 幼児期運動指針では「毎日、合計60分以上」楽しく体を動かすことが望ましい目安とされていることから、さまざまな遊びをとおして、多様な動きを経験させる必要があります。

(体力テストの結果を活用した習慣づくり)

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、体育の授業を除く1週間あたりの総運動時間が420分以上の子どもたちの割合は、コロナ禍以前に比べて減少しており、日常生活の中で運動する機会を確保し、体力の向上を図る必要があります。

(家庭読書の推進)

- 家庭での読書環境は多様であり、子どもの読書習慣の形成には保護者の関わりが不可欠です。そのため、保護者自身も楽しみながら、家族を巻き込んだ「家読(うちどく)」を推奨し、子どもの読書習慣の形成には「乳幼児期から本(絵本)を楽しむことの大切さ」をアピールする必要があります。

(情報モラルの確立)

- スマートフォンやSNSが子どもたちの間で急速に普及し、子どもたちがインターネットトラブルの被害者だけではなく、加害者となるケースも発生しています。子どもたちが情報モラルを身につけるためには、学校だけでなく、家庭と連携した対応が必要です。

主な取組内容

(就学前の規則正しい生活習慣づくり)

- 幼稚園・認定こども園・保育所、PTA、市町等と連携し、就学前の子ども向け生活習慣チェックシートを活用して「早寝早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣等が身につくよう取り組みます。【子ども・福祉部、教育委員会】

(就学後の「生活習慣・読書習慣チェックシート」等による取組)

- 学校等、PTA、市町などと連携し、「早寝早起き朝ごはん」や復習などの家庭学習、読書等の項目についてのチェックシート等を活用した取組を実施することにより、学習習慣・生活習慣・読書習慣等の確立をめざします。【教育委員会】

(生活習慣づくりに向けた啓発)

- 子どもたちの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につなげるため、子どもたちが楽しみや親しみを感じながら家庭での取組を進められるよう、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会の啓発資料やキャラクター、着ぐるみ等を活用した働きかけを行います。【子ども・福祉部】

(朝食メニューコンクールによる食習慣づくり)

- 小学5、6年生および中学生を対象に、基本的な生活習慣である「早寝早起き朝ごはん」に欠かせない朝食を子どもたち自らがメニューを考え、調理することで、自らの食生活に関心をもち、望ましい食習慣を身につけることをねらいとした取組を行います。【教育委員会】

(食育の推進)

- 朝食の摂取、適切な食事バランス、野菜摂取量の増加、果物摂取量の改善、食塩摂取量の減少等、子どもの頃から基本的な食習慣を身につけ、生涯にわたる健康的な食習慣が定着するよう、学校や関係団体等との連携により情報発信や啓発の機会を増やしていきます。【医療保健部】

(歯と口腔の健康づくり)

- 子どもが年齢に応じた歯科口腔保健の知識を身につけ、歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう、啓発用の教材やリーフレットを学校に配布します。加えて、学校歯科医等を対象とした研修を実施するなど、学校における歯科口腔保健の取組の充実を図ります。【医療保健部】

(幼児期からの運動習慣づくり)

- 幼児期運動指針に基づいて研修会を開催し、さまざまな遊びをとおして適切に基礎的な動きを身につけることができるための指導のあり方について理解を深めるとともに、幼児期の運動における諸課題について協議し、幼稚園教員・保育士・保育教諭等の資質の向上を図ります。【教育委員会】

(体力テストの結果を活用した習慣づくり)

- 体力テストの結果から、子どもたちや家庭が運動や生活習慣に対する意識を高めることができるよう、学校や市町に対して、「わたしの成長記録」、「体力の成長記録」の効果的な活用について、積極的に働きかけます。【教育委員会】

(家庭読書の推進)

- 乳幼児期から読書習慣が身につくことができるよう、保護者の協力のもと、「家読（うちどく）」の啓発を進めていきます。【教育委員会】

(情報モラルの確立)

- 児童生徒がインターネット上のいじめや誹謗中傷について考え、学ぶことができる教材「ネットモラルトレーニング」⁵を県教育委員会のホームページに掲載し、学校や家庭で活用するよう周知していきます。また、インターネットの適正利用講座等の開催を促し、インターネット利用における情報モラル・リテラシー等を身につけるようにしていきます。【教育委員会、子ども・福祉部】

⁵ 「ネットモラルトレーニング」：インターネット利用に関わるテーマに沿って、グループで話し合い、考えることで、危険を予測する力や、自ら考え判断する力、自己を管理する力を身につける教材。

(2) 多様な主体で家庭を支える取組の充実

取組④ 多様な主体の連携による学習や体験活動等の促進

めざす姿

地域、学校等、企業、NPO、市町などの多様な主体と連携し、さまざまな形で家庭を支え家庭教育を応援する活動が活性化するとともに、それらの取組が連動して相乗効果を発揮しています。

現状と課題

(多様な主体による家庭教育応援の場づくり)

- みえ次世代育成応援ネットワーク⁶を中心に、会社見学の受入等を行っています。コロナ禍で、子どものさまざまな体験機会が失われたため、引き続き、子どもたちに学びや体験の機会を提供する必要があります。

(放課後等の学習支援・体験活動)

- 子どもたちが放課後や週末等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、「放課後子ども教室」は、地域住民等の協力を得て、全ての児童を対象に学習や体験・交流活動を行っています。引き続き、子どもたちが放課後等において安全・安心に体験・活動ができるよう、取組を支援する必要があります。

(地域と学校の協働による学習支援活動)

- 保護者や地域の方々が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの学びと育ちを支える体制づくりを進めています。こうした体制づくりの一環として、県では、家庭での学習が困難であったり学習習慣が十分に身についていなかったりする子どもたちを対象とした原則無料の学習支援活動を推進しています。子どもたちの学習習慣の定着や学力向上に向け、引き続き、取組の推進と充実が求められています。

(青少年教育施設の活用)

- 青少年教育施設である鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家においては、地域の関係団体等と連携しながら、自然の中での集団宿泊研修等の事業を行っていますが、事業をサポートしてくれるボランティア団体等との協力事業は少ない状況です。今後はさらに多様な主体と連携し、青少年への体験学習の機会を拡大する必要があります。

⁶ みえ次世代育成応援ネットワーク：子どもの明るい未来のため、子どもの育ちや子育て家庭を応援することを目的に、その趣旨に賛同する企業や子育て支援団体を会員とする組織。

(博物館等の文化施設の活用)

- 子どもたちが三重県の自然や歴史・文化等にふれることで、豊かな感性や情操を育むことができるよう、博物館等の文化施設への来館を進め、取組の充実を図っていく必要があります。

(創意工夫等を行う場の提供)

- 子どもたちが発想力、創造力、科学的思考を身につける機会が減少しており、地域や社会全体で子どもの能力を育てていく必要があります。

(発達面等で支援が必要な子どもとその保護者に寄り添う支援)

- 発達障がいやその支援の必要性に対する認識が高まり、今後も発達支援へのニーズが増加すると想定されることから、診療体制の充実とともに、途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町との連携を強化する必要があります。
- パーソナルファイル⁷等の情報引継ぎツールについては、保護者等の一層の理解が進むよう、活用のメリットや活用事例の紹介などを行っていく必要があります。

(企業との連携)

- イクボス⁸の普及啓発を通じて、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりに取り組んでいます。多様な家庭の状況をふまえ、引き続き、「みえのイクボス同盟」加盟企業等と連携して、子育てしやすい職場環境づくりを進める必要があります。

(民間団体等との連携による読書習慣づくり)

- 読書に関わる団体、企業、行政等、多様な主体がそれぞれに活動や取組を行っています。多様な主体がつながり、実践交流を深めることで、読書習慣づくりにつなげる必要があります。

⁷ パーソナルファイル：本人および保護者が必要な情報（生育歴等）を記入するとともに、学校や関係機関等から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画等）を追加して綴じ込んで作成するファイル。

⁸ イクボス：職場でともに働く部下・スタッフの仕事と家庭（私生活）の両立等を応援する上司（経営者・管理職）。「みえのイクボス同盟」は、イクボス推進の趣旨に賛同し、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいただいている（または取り組むことを意思表示していただいた）企業・団体が構成。

主な取組内容

(多様な主体による家庭教育応援の場づくり)

- 企業や団体など多様な主体が一体となって、会社見学や子どもを対象としたイベントを行うなど、子どもの豊かな成長や家庭教育を応援する取組や場づくりを進めます。【子ども・福祉部】

(放課後等の学習支援・体験活動)

- 放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域住民等の協力を得て、学習やさまざまな体験・交流活動ができるよう、「放課後子ども教室」を実施する市町を支援します。【子ども・福祉部】

(地域と学校の協働による学習支援活動)

- 学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの豊かな成長を支えるための取組の一環として、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする小中学校の子どもたちを対象とした原則無料の学習支援活動「地域未来塾」の取組の推進と充実を図ります。【教育委員会】

(青少年教育施設の活用)

- 青少年教育施設である鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家において、地域で活動するボランティア団体などと連携しながら、自然の中での体験活動や集団宿泊研修等を通じて心身ともに健全な青少年の育成を図ります。【教育委員会】

(博物館等の文化施設の活用)

- 県総合博物館(MieMu)、県立美術館、県立図書館や斎宮歴史博物館等で、魅力ある企画展等を開催し、文化施設への来館を促進するとともに、親子での体験活動の機会づくりを進めます。【環境生活部】

(創意工夫等を行う場の提供)

- 創造性豊かな人間形成を目的として、県内の青少年の創意工夫や発明による作品の顕彰、展示を行う「三重県発明くふう展」を、一般社団法人三重県発明協会が主催、県と津市が共催し、青少年が家庭や地域において、創意工夫等を行う場を提供します。【雇用経済部】

(発達面等で支援が必要な子どもとその保護者に寄り添う支援)

- 子どもの発達支援の充実に向けて、子ども心身発達医療センターを拠点として、専門性の高い医療、福祉サービスを提供するとともに、地域での支援体制を強化するため、市町における専門人材の育成や、発達障がいの診療が可能な小児科医等の確保、地域の医療機関や療育機関等との連携強化に取り

組みます。また、保育所・幼稚園・小学校等における「CLM（Check List in Mie：発達チェックリスト）と個別の指導計画」を活用した早期支援の充実を図り、途切れのない発達支援体制を構築します。【子ども・福祉部】

- 学校等において、保護者がパーソナルファイル等の情報引継ぎツールを活用することで、必要な情報が確実に引き継がれ、保護者と学校の共通理解のもとに特別な支援を必要とする子どもが、十分な教育や支援を受けられるよう、市町教育委員会と連携して取り組みます。【教育委員会】

（企業との連携）

- 企業に向けて、子育てしやすい職場づくりや働く保護者への学習機会の提供など、家庭教育を応援する取組が進むよう働きかけます。【子ども・福祉部】

（民間団体等との連携による読書習慣づくり）

- 読書の魅力を多くの人に伝えたいという思いを持った団体や企業、行政、学校等関係者が交流する場を創出します。【教育委員会】

(2) 多様な主体で家庭を支える取組の充実 取組⑤ 社会全体で家庭を支える気運の醸成

めざす姿

I C Tをはじめとしたさまざまな手法や媒体を活用して、幅広い広報活動、効果的な意識啓発が進められ、家庭教育の大切さ等について理解を深め、社会全体で家庭を支える気運の醸成が図られています。

現状と課題

(啓発資料の展開による気運の醸成)

- 子育て支援に関する情報を集めた冊子を配布するなど、気運の醸成に取り組んでいます。育児・介護休業法（令和3年改正）による育児休業制度の充実にあわせて、さらに地域社会全体で、子育て家庭への理解を深める必要があります。

(イクボス等の取組の情報発信)

- 職場において、部下の仕事と家庭を応援する「イクボス」の推進等を通じて、仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりを進めていますが、希望どおり育児休業を取得できていない方も依然として多くいます。育児・介護休業法（令和3年改正）による育児休業制度の充実にあわせて、希望に応じて育児休業が取得できるよう、さらに職場における理解を深める必要があります。

(「多様な働き方」の推進)

- 働き方改革の推進により、仕事と家庭の両立を図ってきましたが、コロナ禍において、テレワークなど多様な働き方の普及が進んだことから、働く意欲のある全ての人がいきいきと働くことができるよう、社会全体で働きやすい労働環境の整備を促進するとともに、テレワークなど多様で柔軟な働き方が選択できる勤務形態の導入に取り組み、県全体でワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

(家庭教育に関する普及啓発)

- 家庭、学校等、地域が連携して子どもを育てる取組の充実を図るため、次世代の家庭・学校・地域創生フォーラムを実施しています。引き続き、情報共有・意見交換をとおして、参加者同士の新たなつながりを創出し、連携して子どもを育てる取組を推進する必要があります。

（「ありがとう」の気持ちを伝えあう機会の提供）

- 人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりなどを育むには、家庭や地域においてお互いが感謝を伝えあうことが大切です。みえ次世代育成応援ネットワークと連携して、「ありがとうの一行詩コンクール」を実施しており、回を重ね認知度も上がりつつありますが、さらに多くの方に普及することが必要です。

（「家庭の日」の啓発推進）

- 「家庭の日」について、市町に広報を依頼するなど周知に努めていますが、広く県民に浸透していないため、さらなる広報・啓発をする必要があります。

主な取組内容

（啓発資料の展開による気運の醸成）

- 男性の育児参画を促す冊子など家庭教育の応援につながる啓発資料を広く配布することで、社会全体で家庭を支える気運の醸成を進めます。【子ども・福祉部】

（イクボス等の取組の情報発信）

- 男性の育児参画についての気運を高めるため、男性の育児に関する事例やイクボスの取組等についてSNS等も活用しながら情報発信を行います。【子ども・福祉部】

（「多様な働き方」の推進）

- ワーク・ライフ・バランスを推進し、働き方を見直すことは、働く保護者の育児や家庭教育の充実につながることから、「多様な働き方」を推進します。【子ども・福祉部、雇用経済部】

（家庭教育に関する普及啓発）

- 家庭、学校等、地域が連携して社会全体で子どもを育てていくために、家庭教育の大切さ等について理解を深めるフォーラム等を開催し、市町や関係団体と連携し、人材のネットワークづくりを進めます。【子ども・福祉部、教育委員会】

（「ありがとう」の気持ちを伝えあう機会の提供）

- 「ありがとうの一行詩コンクール」を通じて、「ありがとう」の気持ちを伝えあう機会を提供します。また、これまでの応募作品等の発信を通じて、家庭をはじめ学校等や地域の中で子どもが安心して自分らしく育つことができるよう、家庭教育の視点も含め啓発に取り組みます。【子ども・福祉部】

（「家庭の日」の啓発推進）

- 家族のふれあいや対話を促進し、子どもの育ちについて家庭の役割の理解が深まるよう、県内の公的機関や施設、企業等の協力を得ながら、毎月第3日曜日に設定されている「家庭の日」を幅広く周知します。【子ども・福祉部】

(2) 多様な主体で家庭を支える取組の充実 取組⑥ 困難を抱える家庭への応援

めざす姿

地域、NPOなど多様な主体との連携・協力により、地域の実情にも応じた家庭教育応援の取組が広がることで、さまざまな困難を抱える家庭の子どもたちが豊かに育っています。

現状と課題

(三重県子ども条例の周知・啓発)

- 少子化、核家族化、共働き世帯の増加、新型コロナウイルス感染症の影響など、子どもを取り巻く社会状況が急速に変化している中で、いじめや児童虐待の深刻化に加えて、子どもの貧困やヤングケアラーなど子どもの権利に関わる新たな課題が顕在化していることから、子どもの権利が尊重され、子どもが豊かに育つことができるよう取組を進める必要があります。

(子どもの貧困対策・居場所づくり)

- 全ての子どもたちとその保護者が気軽に安心して利用できる「子どもの居場所」は、食だけでなく学習支援や体験活動を提供するほか、悩み事を聞いたり、気がかりな子どもや家庭に気づいたりして、行政や学校等につなぐなど、身近な地域での支援の一部を担う存在となりつつあります。このような「子どもの居場所」は未だ不足しており、また、運営力がせい弱なところが多いのが課題です。

(家庭教育を応援する地域活動の促進)

- 各地域に家庭教育を応援するNPO等の団体はあるものの、家庭教育支援チームへの登録が少ないため、市町と連携しながら家庭教育応援の活動が広まるよう働きかける必要があります。

(学校等と連携した児童虐待の防止)

- 令和4年度の虐待相談対応件数は、7年ぶりに減少した令和3年度から再び増加し、過去最多になりました。児童虐待の早期発見・対応には、子どもに身近な存在である学校と、児童相談所等の関係機関との連携が必要不可欠です。

（社会的養育の推進）

- 「三重県社会的養育推進計画」に基づき、子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができるよう、里親委託の推進に取り組む必要があります。あわせて、家庭等からの相談に専門的な助言を行う児童家庭支援センターの設置など、児童養護施設等における多機能化を推進する必要があります。

（ひきこもりに係る相談支援体制の充実）

- 不登校がきっかけでひきこもり状態になる事例が少なくないことから、当事者やその家族が社会から孤立しないよう、行政のみならず、関係機関、民間支援団体などが連携し、切れ目のない継続的な支援を行っていく必要があります。

（ヤングケアラーへの支援）

- 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者いわゆるヤングケアラーは、年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるため、ヤングケアラーへの支援に取り組む必要があります。

主な取組内容

（三重県子ども条例の周知・啓発）

- 子どもの権利が尊重され、生まれ育った環境に関わらず全ての子どもが豊かに育つことができる気運の醸成を図るため、出前講座の実施、リーフレットの配布等により「三重県子ども条例」の周知・啓発を進めます。【子ども・福祉部】

（子どもの貧困対策・居場所づくり）

- 貧困などの課題を抱える子どもおよびその保護者の早期発見につながるよう、行政、学校等、関係機関・団体などが、各種相談や取組を通じて把握した情報を共有・活用し、身近な地域での支援体制の整備を図ります。
また、地域や企業・団体等と連携し、全ての子どもたちとその保護者が気軽に安心して利用できる「子どもの居場所」などの身近な地域での学習支援や体験機会の創出に取り組みます。【子ども・福祉部】

（家庭教育を応援する地域活動の促進）

- 各地域で家庭教育を応援する取組を行う団体等に対して、市町を通じて活動に資する情報提供を行うとともに、家庭教育支援チーム制度の活用等を働きかけるなど、その活動を促進します。【子ども・福祉部】

(学校等と連携した児童虐待の防止)

- 全ての教職員が「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を理解し、「学校での児童虐待気づきリスト」(令和5年12月改定、三重県教育委員会)を活用するなどして、子どもの様子が「いつもと違う」「何か不自然だ」というサインを見逃すことなく、児童虐待の早期発見・対応に努め、子どもの保護や支援につなげます。【教育委員会】

(社会的養育の推進)

- 社会的養育において、里親支援等を包括的に実施する里親支援センターやフォスタリング機関を整備し、里親委託を推進するとともに、児童家庭支援センターの設置や一時保護専用施設の整備など、児童養護施設等の多機能化を支援します。【子ども・福祉部】

(ひきこもりに係る相談支援体制の充実)

- 市町における相談支援機能の強化に向けて、地域における福祉、保健、医療、教育、雇用等の関係機関が分野を超えて連携し、切れ目のない包括的な支援体制づくりが進むよう、顔の見える関係づくりを進めます。【子ども・福祉部】

(ヤングケアラーへの支援)

- ヤングケアラーへの支援体制を強化するため、関係機関職員等への研修を実施するとともに、ヤングケアラー・コーディネーターによる出前講座を実施します。【子ども・福祉部】

(3) 家庭教育を応援する体制づくり 取組⑦ 県、市町、学校等の連携強化

めざす姿

県と市町の役割分担をふまえ、家庭教育の応援に係る連携体制を構築するとともに、市町の取組を支援し、その成果が広く展開されています。

また、学校等との連携体制の充実を図りつつ、家庭の抱える課題の解決に向けた取組が進められています。

現状と課題

(関係者の情報共有、研修の場の設定)

- 県と市町が情報を共有し、意見を出し合うために、家庭教育応援連携会議を定期的で開催しています。引き続き、家庭教育に関わる職員等を対象とした研修会や情報共有の場を設定していく必要があります。

(地域の実情に応じた幼児期の教育・保育等の実施)

- 「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児期の教育・保育等の総合的な提供等が適切に実施されるよう市町への支援を進めています。引き続き、幼児期等において、基本的な生活習慣や生活能力等が身につくよう、市町の取組を支援していく必要があります。

(母子保健事業の充実に向けた支援)

- 県内のどの地域においても安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ社会の実現に向けて、各市町において妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、引き続き母子保健コーディネーターの養成を行うとともに、各市町の実情に応じた母子保健体制の構築に向けた支援を行います。

(公民館職員を対象とした研修等の実施)

- 各市町公民館等担当者を対象とした研修会において、「みえの親スマイルワーク」等の周知を行うとともに、各市町が公民館等において家庭教育支援に関する教室・講座の実施を拡充するために関係者間の情報交換を推進しています。より多くの研修機会が確保されるよう、ICTを活用したオンライン形式の研修等を充実させていく必要があります。

(不登校の子どもたちに対する学校外での多様な学びの支援)

- 教育支援センターやフリースクール等の学校外でも学びを進めていくことができるよう、施設や活動内容等の情報発信をするとともに、学校と関係機関が相互に連携し、子どもたちの多様な学びを支援しています。今後は、オンラインを活用した学びや交流の機会を充実させ、家庭でも学びを進めていくことができるようにする必要があります。

(学校と医療や福祉の専門家との連携)

- 児童虐待や貧困、ヤングケアラーなど、学校だけでは対応が困難な問題が増えていることから、学校と医療や福祉の専門家が密接に連携して、多様な支援を行うことが必要です。

主な取組内容

(関係者の情報共有、研修の場の設定)

- 家庭教育を応援するため、県と市町による家庭教育応援連携会議において市町の取組事例の共有や研修を行うなど、各市町の取組の促進を図ります。
【子ども・福祉部】

(地域の実情に応じた幼児期の教育・保育等の実施)

- 幼児期の教育・保育ニーズに的確に応じられるように、市町が地域の実情に応じて実施する、幼児期の教育・保育、放課後児童対策などの子育て支援の取組を支援します。【子ども・福祉部】

(母子保健事業の充実にに向けた支援)

- 全ての市町において、切れ目のない母子保健サービスが提供されるよう三重県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」の取組を進めます。【子ども・福祉部】

(公民館職員を対象とした研修等の実施)

- 地域における社会教育の拠点である公民館の職員を対象として、家庭教育支援をテーマとする研修や情報交換会を実施します。【教育委員会】

(不登校の子どもたちに対する学校外での多様な学びの支援)

- 学校と関係機関が連携し、不登校の子どもたちが学校外でも安心して多様な学びを進めていくことができる場所と機会をつくります。【教育委員会】

(学校と医療や福祉の専門家との連携)

- 多様化・複雑化する子どもたちの課題に対して、スクールカウンセラー⁹やスクールソーシャルワーカー¹⁰等と学校が連携して、医療面や福祉面等からの支援を行い、子どもたちの置かれた状況の改善を図ることで、家庭教育の推進につなげます。【教育委員会】

⁹ スクールカウンセラー：児童生徒や保護者、教職員等に対する相談等、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため配置される、臨床心理に専門的な知識・経験を有するもの。

¹⁰ スクールソーシャルワーカー：教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者。悩みや不安を抱えた児童生徒に対し、多様な支援方法を用いて解決への対応を図る。

(3) 家庭教育を応援する体制づくり

取組⑧ 人材の養成

めざす姿

市町と連携し、地域において家庭教育応援の取組を担う人材の養成、資質の向上が図られるとともに、そのネットワークづくりが進められ、養成した人材が家庭のさまざまなニーズをふまえた取組を行い、活躍しています。

現状と課題

(参加体験型学習の進行役の養成)

- 市町において参加体験型ワークショップを適宜実施できるよう、子育て支援センターの職員等を対象とした研修を実施しています。実施回数が少ないため、参加体験型ワークショップを広めるよう、引き続き研修を実施していく必要があります。

(幼稚園教諭、保育士等の資質向上)

- 子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化していることから、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上を図るとともに、子育ての支援を必要とする保護者への指導・助言、家庭教育、小学校教育との連携・接続といったさまざまな課題に対応する力を養う研修を実施する必要があります。

(放課後児童支援員等の資質向上)

- 放課後児童支援員認定資格研修や資質向上研修、子育て支援員研修を実施しています。引き続き、地域の子育て支援の担い手となる支援員の人数の増加や資質向上を図る必要があります。

(母子保健コーディネーターの養成)

- 市町において妊娠・出産から育児に至るまで、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、母子保健コーディネーターの養成研修を行っています。引き続き、市町の母子保健サービスの中心を担う職員の資質向上に向けた研修を実施する必要があります。

(自然体験活動を担う人材の養成)

- 農林漁業体験や宿泊、地域住民との交流を通じて、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、コミュニケーション能力などの向上が期待されているため、安全管理や教育効果の観点から体験活動を指導する人材のスキルアップに取り組む必要があります。

(人材リストの整備・活用)

- 地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座の受講者同士で演習を行うことで、ネットワークづくりに取り組んでいます。また、講座修了者および講座参加者について、市町に情報提供しています。今後、地域の中において、講座修了者等が一層活躍できる場の創出を進めていく必要があります。

主な取組内容

(参加体験型学習の進行役の養成)

- 参加体験型ワークショップ「みえの親スマイルワーク」の進行役（ファシリテーター）の養成を、市町と連携し進めます。【子ども・福祉部】

(幼稚園教諭、保育士等の資質向上)

- 幼稚園教諭や保育士等の経験や職種に応じた研修等を実施して、指導や子どもの理解に係る専門性を高めるとともに、保護者対応や家庭支援に関する教職員の資質向上を図ります。【子ども・福祉部、教育委員会】

(放課後児童支援員等の資質向上)

- 放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修（放課後児童コース）、保護者支援プログラム等を実施し、学校等や地域のさまざまな社会資源と連携して、子どもの育成支援や家庭の子育て支援に取り組む人材の資質向上等を図ります。【子ども・福祉部】

(母子保健コーディネーターの養成)

- 産科・産婦人科、小児科、助産師、子育て支援センター等のネットワークを活用し、切れ目のない母子保健サービスを包括的にコーディネートする人材の養成を図ります。【子ども・福祉部】

(自然体験活動を担う人材の養成)

- 子どもが安全で快適に自然体験プログラムを受けられるとともに、体験を通じて地域の景観・文化等を学んでもらえるよう、活動団体等の人材養成を図ります。【農林水産部】

(人材リストの整備・活用)

- 地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座受講者の人材リストを作成し、人材の紹介に活用するとともに、市町にもリストを提供することにより、市町で人材ネットワークを形成できるよう働きかけます。【教育委員会】

(3) 家庭教育を応援する体制づくり 取組⑨ 相談体制の充実

めざす姿

家庭教育に不安や悩みを抱える保護者や子どもに寄り添い支援する相談機能の質の向上が図られているとともに、支援が途切れないよう関係機関が連携・協力を密にし、家庭を支える相談体制が充実しています。

現状と課題

(関係機関の連携による相談体制の充実)

- 学校だけでは解決が困難な相談が増えているため、高度な専門性を備えた臨床心理相談専門員を活用した教育相談を実施し、学校等への支援を行っていく必要があります。また、緊急に対応が必要なケースについては、関係機関や学校等と連携して対応を行っていますが、引き続き、その連携を強化し迅速な対応に努める必要があります。

(相談窓口の的確な運用)

- 「こどもほっとダイヤル」や「いじめ電話相談」、「教育相談」など子どもや保護者が相談できる体制を整えています。不安や悩みを抱える子どもや保護者等が相談しやすいよう、窓口の充実および周知・啓発を行っていく必要があります。

(相談窓口の周知および関係機関への接続)

- 県ホームページ「みえ 子ども スマイルネット」において、相談窓口を掲載しています。引き続き、相談窓口の周知・啓発を行うとともに、相談内容に応じて必要な関係機関との接続に留意していく必要があります。

(スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの活用)

- いじめや不登校等、悩みや不安を抱えた児童生徒の心をサポートするスクールカウンセラーや、児童虐待や貧困、ヤングケアラー等、児童生徒を取り巻く環境の改善を図るスクールソーシャルワーカーの果たす役割は重要であり、教育支援体制の充実が必要です。

主な取組内容

（関係機関の連携による相談体制の充実）

- 医療、保健、福祉、教育等の関係機関が主体的に連携し、相談体制の充実を図ります。【子ども・福祉部、教育委員会】

（相談窓口の的確な運用）

- 子どもや保護者を対象に、子どもの心やからだの問題、人間関係や生き方の問題等に関する教育相談、いじめや体罰に関する電話やSNSを活用した相談を行います。【子ども・福祉部、教育委員会】

（相談窓口の周知および関係機関への接続）

- 県や市町をはじめ多様な主体に設置されている相談窓口の情報を集約し、周知するとともに、各相談窓口においては、相談内容に応じて関係機関への接続に留意します。【子ども・福祉部、教育委員会】

（スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの活用）

- 支援が必要な家庭に対して、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを効果的に活用し、医療、保健、福祉等の関係機関と連携した支援を行います。【教育委員会】

第5章 方針に基づく取組の推進にあたって

1 多様な主体への期待

社会全体の「つながり」の中で家庭教育を応援していくという本方針の理念を実現するためには、家庭、地域、学校等、企業、行政が方向性を共有し、相互に協働・連携して取り組むことが大切です。

(1) 家庭への期待

- 「心の拠り所」「教育の原点」として、子どもを温かく育むこと
- 子どもの成長を見据えた基本的な生活習慣づくり
- 学校等との連携を深め、教育効果を高め合うこと

(2) 地域への期待

- 学校等への支援、子育てや家庭教育の応援
- 家庭教育の応援に資する多様な学習・交流の機会の提供

(3) 学校等への期待

- 家庭と連携した、子どもたちの可能性の「自立する力」、「共生する力」、「創造する力」の育成
- 教育活動を通じた、保護者に対する、家庭の教育力向上に向けた働きかけや情報提供

(4) 企業への期待

- 社会全体で家庭を支える気運の醸成
- ワーク・ライフ・バランスの推進など、企業活動を通じた家庭教育の応援

(5) 行政の役割

- 家庭の教育力向上に向けた総合的な施策の策定と実施
- 社会全体で家庭教育を応援する体制の構築、気運の醸成

2 県と市町との役割分担

行政として家庭教育の応援の施策を講じるにあたっては、県と市町の役割分担をふまえ、連携・協力した取組を進めていきます。

(1) 県の役割

- 県全体を視野に入れた、家庭教育の応援を目的とした体制の構築、および総合的な施策の推進
- 専門的、広域的な観点からの、取組の波及や助言

(2) 市町の役割

- 住民に最も近い自治体としての、地域の実情に応じた、家庭に寄り添う家庭教育応援施策の立案と実施

3 方針に基づく取組の進行管理

本方針の推進にあたっては、毎年度その成果を定期的に取りまとめて公表するとともに、県民の皆さんや有識者等で構成する推進会議などでの意見をふまえ、次年度以降の施策を展開していきます。